

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>ファーストソーラー社の設置しようとしている、テルル化カドミウム入りのパネル発電効率と関西電力の買い取り価格を基に、売電で得られる収入を計算してみました。売電が目的ならば、費用対効果の高い事業とは判断できない数字が出てまいりました。しかし、お金を払っても引き取り手のない太陽光パネルの形をした、テルル化カドミウム入り産業廃棄物を放置する事で得る利益は計り知れないものがあります。今回のメガソーラー計画が、そういった事態にならない具体的な裏付を教えてくださいようお願い致します。ご存知のように水道インフラ事業の民営化の準備が整って参りました。</p> <p>過去に南山城水害が起きていることから、水害の起こりやすい土地であることは歴史が証明しています。水害が起きた場合、京都・奈良・大阪を流れる淀川水系の木津川にテルル化カドミウムが流出することは容易に考えられます。実際にファーストソーラー社が関連する、北九州でのパネル崩壊事故の際に回収に従事したのは地元のボランティアの方々でした。感電の危険を顧みず事態の收拾に当たったのはファーストソーラー社の方では無かった事実を踏まえ、問題解決にあたる会社ではない実績のある会社が行おうとしている事業です。</p> <p>これだけの事が起きた場合、関西から全国規模の問題になります。豊洲のように一部地域の問題ではない事から税金で処理することになるでしょう。井手町で起きた、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>のカドミウム置き去り訴訟は記憶に新しいです。住民が訴訟を起こし、勝訴したものの現在もカドミウムは置き去りのままです。しかも、撤去にかかる費用は税金から賄われる結果となりました。南山城村に於いて再びこのような事が起きた場合、京都府の現最高責任者として府知事の山田啓二さんは許可を出した責任をどんな形で取るのでしょうか。東京の築地市場移転問題に揺れる、豊洲の事件に於ける石原慎太郎と同じ立場に立たされることとなります。許可をされる場合は責任ある具体的な責任の取り方を、府知事の山田啓二さんの書面で提示頂けますようお願い致します。</p>	<p>ご指摘は、誤解されています。私どもは、中部電力と、20年間、固定額で電力を販売する契約を締結しています。よって、20年間の安定的な売上・収入が見込まれており、健全な事業計画となります。また、自然災害等不測に事態には、保険でカバーしますので、容易に倒産が生じることはありません。</p> <p>本計画では、周辺河川より12m以上高所に発電設備（太陽光パネル）が設置される計画であり、周辺河川の洪水、氾濫等の影響を容易に受ける環境にありません。よって、ご指摘のような状況が容易に起こりうるものではないと考えています。いづれにしろ、事故等発生したときは、事態の收拾を図り、適切な措置を講じます。</p> <p>ご指摘は、誤解されています。ファーストソーラーは、北九州市内で太陽光発電事業をおこなっています。その発電所において、ご意見にあるパネル崩壊事故がありボランティアが回収にあったという事実はありません。</p> <p>本事業では、建設完了後、ファーストソーラー・ジャパンが運営・保守管理をおこなう予定です。ファーストソーラーは、太陽光発電所の運営・保守管理の豊富な経験を有しており、現在、世界で約5,400MW、国内では約100MWを受託しています。ファーストソーラーは効率的かつ責任のあるかたちで太陽光発電所を運営・維持することが重要だと考えており、太陽光発電所をリアルタイムに監視するために、専門のスタッフチームが東京のオペレーションセンターに駐在しています。また、保守管理をおこなうため、専任の電気主任技術者や保安スタッフチームが現場管理事務所に駐在する予定です。24時間週7日の監視体制に加え、毎月保守点検が実施されます。また、緊急時は、保守サービスチームが2時間以内にかけてつける体制を整えます。</p> <p>本事業終了時は、発電設備を撤去します。（改変した地形は、そのままです。）撤去・植林計画の詳細は、撤去時期に関係者と協議の上、決定します。その費用は、事業計画に適切に見込んでいます。</p> <p>私どもは、南山城村へ事業計画を提出すること、南山城村と協定を締結すること、協定に撤去を約定すること等を考えています。これらにより、皆様方がご安心いただけるようにしたいと考えています。</p> <p>事業者は、地権者に対し撤去義務を有しています。また、敷金等により保全措置が図られています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・自然豊かなこの場所に、何故、70ha のメガソーラーを建設するのか、いくらあなた達の説明を聞いても判らない。原発よりましと言っているが、森を壊し、絶滅危惧種の小動物をないがしろにする計画は絶対認められない。</p> <p>・送電線の方向づけも出来ていない等、中途半端な計画で強引にすすめる企業は信頼できない。</p> <p>・反社会的な人が関わっていたこと自体問題なのに、その人たちがつくった計画が信用できないのは当然で、それを破棄しない企業も信用できない。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>本太陽光発電所は、化石燃料に頼ることなく、運転中は二酸化炭素を排出せず、無駄な廃棄物の生成もなく、20年以上にわたりクリーンなエネルギーを提供します。そのエネルギーは一般家庭約 10,000 世帯に相当し、二酸化炭素の排出量削減量は、一般家庭約 8,000 世帯に相当します。</p> <p>このプロジェクトから生まれる税収は、長期間の安定的な地方財源となり行政サービスを介し地域へ還元されます。（現在、南山城村村民税約 1.2 億円に対し、本発電所は 1 億円程度（初年度）の納税となる見込みであり、納税に対し、地方交付税交付金が調整され実質約 25%が増収となる見込みです。）太陽光発電所として、放置され荒廃しつつある山林や河川を整備することは、周辺生活者の災害等の危険や日常的な弊害・負担を軽減します。そして、太陽光発電所の建設中、又、完成した発電所の運営維持管理では、地域の雇用機会を創出し、祭事等地域活動への協力等により地域の活性化へ貢献します。</p> <p>私どもは、事業活動を行う地域社会への取り組みとして、開発の初期段階より近隣地区と数多くの会合や説明会等をおこなってきました。そして、地域の懸念を調整し、開発計画の見直し防災機能の更なる向上を図り、自主環境影響評価の実施により、周辺生活や環境への影響を評価し、影響の低減を図り事業を進めてきました。</p> <p>これらの取組を通じて、今山・奥田・押原地区より本事業にご理解いただき、協定を交わしています。その上で、広く南山城村村民に対し事業説明会等を開催し、より多くの方のご理解を得るべくすすめてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるように考えています。</p> <p>送電ルートは、以下を計画し、協議をすすめています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都サイト（西工区）～（東工区）：本計画で拡幅する道へ地中敷設（22KV）</li> <li>・京都サイト（東工区）～三重サイト：中谷川を架空線（22KV）で横断</li> <li>・三重サイト～変電所（伊賀市大野木）：国道 163 号線へ地中埋設（22KV）、中部電力鉄塔へ接続</li> </ul> <p>今回、拡幅道路への埋設を懸念する、ご意見もありましたので、東工区と西工区間は、最短ルートを架空線で対応する等、他のルートの可能性も検討します。</p> <p>反社会勢力との関係は排除しています。</p>

・京都府に提出している林地開発許可資料には様々な課題がある。ソーラーパネルが関係地域から見えないとの報告もその一つだ。日本企業ならそのようなことはしない。正確な情報を出して認可をとる。認可する行政をだましてはダメだ。

景観の予測ポイントについては、地域の景観特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、不特定多数の方が利用される場所（駅、学校等の公共施設、展望台など）を中心に選定しています。ただし、ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。その結果、南山城小学校グラウンドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等景観に著しい違和感を与えることはないものと判断しています。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・昭和28年に大規模な大災害があり、山が崩れ月ヶ瀬駅下のトンネルまで土砂等で埋まったと聞き、又、写真も見せていただきましたが、この様に甚大な被害があった山林。やっと元に戻った場所の木を伐採し危険を招く環境を作ろうとしているのか。</p> <p>・広大な山林の伐採するだけでも、CO2の吸収が激減するのでは。エコを推奨しCO2を減らすとの会社の理念に反するのではないか)</p> <p>・広大な山林の中には生息する希少生物、植物の保護をどう考えておられるのか。</p> <p>・小学校、保育園、老人施設から見渡せる場所に設置され、健康被害への安全確認には不安であり、納得することができない。</p>	<p>当該区域は砂防指定地ですので、砂防法等の関係法令に従って土砂崩れ対策を施します。</p> <p>とりわけ砂子田川を埋設する箇所においては、住宅団地と同等以上の防災対策を施します。具体的には、谷底堆積物の地盤改良、地下暗渠の敷設・斜面段切工・高さ5mのふとん籠堰堤・高さ30cm単位での盛土転圧・レベル2地震動に対応した擁壁・安定勾配での法面整形・法面排水工・法面小段・防災小堤・法面植生といったものです。これらの技術は、「宅地防災マニュアル」に則ったものです。「宅地防災マニュアル」は、長年の宅地造成の技術と経験が蓄積されてまとめられたものです。私どもは本書に基づいた適切な施工を行います。</p> <p>防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。</p> <p>樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量は、年間約3,500トンと予測しています。これは、本事業の実施（太陽光発電システムの導入）による二酸化炭素発生量の削減量（年間約26,600トンと推定）の7.6分の1程度であり、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量よりも、本事業の実施による二酸化炭素発生量の削減量の方がはるかに大きいと予測しています。</p> <p>さらに、本事業では、以下の環境保全措置を実施することにより、温室効果ガス等の吸収量の減少による影響をできる限り軽減する計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り変更区域を縮小し、事業実施区域外周等に森林を残置する。</li> <li>・造成森林においては、樹木を2,000本/haの密度で植栽する。</li> </ul> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>京都府や専門家の指導を踏まえ、希少動植物等の影響を最大限低減するように努めます。本計画では、事業計画地内の変更区域を極力小さくして変更区域に近接する水田や湿地の外縁部から変更区域までの数十mの森林を残置するなど、森林及び水田や湿地に生息・生育する動植物に最大限配慮しています。また、希少動植物の移植等についても検討を進めています。</p> <p>景観への配慮として、計画地外周部に残置・造成森林を配置し、外周部から太陽光パネルが直接視認されることを極力低減する計画としています。</p> <p>特に国道163号線南部に存する月ヶ瀬ニュータウンからの景観に配慮するため、開発区域を変更し、西工区を北側へ大きくセットバックし、且つ、国道163号線からの進入路を取りやめることで月ヶ瀬ニュータウンの正面の山を残すことが可能となり、</p>

<p>・パネル 30 万枚以上の設置により、自然気象に変化があるのでは？（気温上昇、対流等）</p>	<p>月ヶ瀬ニュータウンからの景観への影響が一層低減しています。また計画地盤高や造成森林位置を調整し、周囲からの景観への影響の低減を図っています。そして、造成森林においては、植樹を工夫することで魅力ある景観の創出を図っています。</p> <p>開発後の景観は、フォトモンタージュを作成し、周辺生活環境に著しい影響を与えていないことを確認しています。また、説明会では住民の方より、私どもの資料以上に視認できるところがあるとのこと意見があり、住民の方々と一緒に追加調査をおこないました。南山城小学校グラウンドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等のフォトモンタージュにおいても、やはり周辺生活環境に著しい影響を与えていないことを確認しています。</p> <p>詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>健康被害とは、電磁波の影響を懸念されていると推測します。</p> <p>パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設（665kW×2台）における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は 60.59<math>\mu</math>T（0.2m 距離）であり、そこから約 35m 離れた発電所敷地境界では 0.732<math>\mu</math>T（最大実測値）と大きく減衰していました。この数値は、南山城小学校の周辺における 0.810<math>\mu</math>T（最大実測値）と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m 程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。</p> <p>さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十 m～数百 m 程度の離隔を設ける計画としています。</p> <p>したがって、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。</p> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>基本的に、使用するソーラーパネルは反射防止加工がされており、また太陽光の一部を電力に変換するため、白い屋根や建物等と比べると反射光（可視光域だけではなく、全周波数帯の光を含みます。）は少なくなります。一般に、太陽光はまず地面を温め、その温められた地面から放射される熱が大気を温めます。その地面から放射される熱は土地の被覆状況の違い（裸地、アスファルト、草地など）によって異なります。本計画においては、森林であった土地が裸地+ソーラーパネルに変わることによる影響が大きいと想定されるため、土地の被覆状況について言及しています。科学的知見が少ないため定量的な予測ができませんが、太陽光をほとんど反射することなく蓄熱して周辺温度を上昇させる駐車場（アスファルト）などと比べると影響は小さいものと考えています。</p>
--	---

太陽光によって温められた地面から放射される熱によって温められた空気は、上昇します。そのため、ソーラーパネルによって温められた空気も上昇し、上昇気流が発生するものと思われませんが、住宅団地や大規模駐車場と同程度と考えられ、竜巻やゲリラ豪雨の直接的な原因にはなりにくいものと考えています。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・どの事業もそうなんですが、村長は国に印を押してから村民に説明する。それから村民は反対。いつもそうです。どうして、村民は???だらけです。府のその辺の指導を、どう考えて、いらっしゃるのか。知事のご意見をお聞きしたいものです。</p> <p>・私達村民を馬鹿にするのも、いい加減にしてほしいです。電気が売れる時代はもうとっくに終わりました。</p> <p>もっと、この村のことを考えて、あなた達は動かせないものかと思っています。本当にダメなものはダメと声を出して、はっきり言わないとこの村は本当に死んでしまいます。</p> <p>自分さえ良ければ、自分に火の粉がかからなければと、逃げるのはやめてください。府も信用できないことになります。私達住民を守るのが、あなた達の仕事と考えております。未来の子供たちのために私は戦ってほしいと思っています。どうかよい結果になりますように心より祈っております。</p>	<p>わたしたちの暮らしには、多くのエネルギーが必要です。日本では、福島原発事故を契機に、多くの人々がエネルギーについて関心を持ち、考え、行動する機会を得ました。</p> <p>私どもは、環境への影響の低減を図りながら、太陽光発電所を整備することを通じて、社会へ貢献すると考えています。一方、開発してまで太陽光発電所を建設すべきではないとのご意見もあります。日々、地球規模で環境問題は深刻化しており、何らかの方法でエネルギーが抱える問題を解決をする必要があります。</p> <p>子どもたちに、素晴らしい未来を残したいというお気持ちは皆一緒だと思います。何を残すべきなのか、私ども及び本計画にご賛同された地元の方々、ここに太陽光発電所をつくるのが、子ども達の未来につながると考えています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・まず事業者が全く信用できません。昨年1月に住民説明会をされましたが、答えに窮して後日回答すると言いながらしない。提出した意見書にも答えない。突然計画の廃止届けを提出。そして新たな計画を提出する。前回の説明会から約1年も経過した今回の住民説明会で、皆様の意見を取り入れましたという。この不誠実な一連の対応に不信感を持たざるを得ません。</p> <p>事業をおこなうのはファーストソーラープロジェクト6合同会社ということだが、説明されている具体的な実績などはファーストソーラー社のものだけである。もし合同会社が倒産しても別会社であるのでファーストソーラー社は責任を負うことないという説明。一見すべて公開しているように見せかけているが、不都合なことは説明しないし、住民から尋ねられると最小限の回答しかしない。また、三重県側の計画が全く明らかになっていませんが、一体の開発であるはずなのに、何故、京都府側のみがどんどん進められているようです。建設反対署名など多くの住民が反対を表明しているにも拘わらず、賛成が住民の総意と言い切り、計画を強引に押し進めようとする態度など、事業者に対する信頼感が全くもてません。</p> <p>法的には何も問題ありませんというが、計画を法や条例に違反しないようにするのは当然の事である。法や条例は最高水準を示しているのではなく、これ以下はダメだということを決めているのだと思います。このことを忘れないでいただきたいと思います。</p> <p>今回のメガソーラーの計画地は、村にとって、憩いの場になっている地域です。毎日、朝に夕にペット連れの方などそれぞれのスタイルで散歩をのんびり楽しんでおられる方が多いです。そんな方たちは、広い道路でなく車も少なく、安心して里山歩きを楽しめると話しておられます。移住してきた方も、この里山の環境に惚れて移ってきたのに、メガソーラーなんかできると知っていたら来なかった。と話しておられました。また、計画では埋められることになっている砂子田川の辺りは、初夏には蛍が飛び交う数少ない場所でもあります。この地域は貴重な鳥類や動植物の生息も多く確認されていますが、春には木々の芽吹き、三つ葉つじや山櫻などが咲き、秋には赤や黄に彩られという何気ない普通の里山の営みに、多くの方が癒されると話されています。私自身もこの地で生まれ村の緑豊かな自然に癒され、大切に思いながら暮らしてきました。当時、わたしはまだ幼かったのですが昭和28年の大災害の記憶が、今も残っています。すごい濁流の勢いと音に恐れ、泣きながら母に必死でしがみついていたことを覚えています。</p> <p>安全で素晴らしい計画だと説明されても、今現在わかっていることだけであって、将来にわたって安全が保障されるものではありません。最近の異常気象など、何が起るか予測が付きません。水・土・自然を甘く見ないでいただきたいと思います。電磁波やカドテルなど不安材料は尽きません。すぐ近くに人が暮らしているのです。保</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>私どもは、事業活動を行う地域社会への取り組みとして、開発の初期段階より近隣地区と数多くの会合や説明会等をおこなってきました。そして、地域の懸念を調整し、開発計画の見直し防災機能の更なる向上を図り、自主環境影響評価の実施により、周辺生活や環境への影響を評価し、影響の低減を図り事業を進めてきました。</p> <p>これらの取組を通じて、今山・奥田・押原地区より本事業にご理解いただき、協定を交わしています。その上で、広く南山城村村民に対し事業説明会等を開催し、より多くの方のご理解を得るべくすすめてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるようにしたいと考えています。</p> <p>前計画に関する説明会でのご意見や、その後の意見書では、防災計画をより安全なものにしてほしい、景観の影響を低減してほしい、環境アセスメントを実施してほしい等でした。以降、計画の見直し等及び自主環境影響評価に着手し、行政手続き及び近隣地区への説明会をおこなってきました。また、本計画の縦覧図書に前計画に対する主な見解を記載しています。</p> <p>本事業では、開発計画及び自主環境影響評価を通じ、自然環境や周辺生活環境へ配慮した取組を行っています。</p> <p>外周部を中心に森林等を確保し開発地と周辺との緩衝帯として、景観、騒音、生物環境等への環境影響の低減に努めています。加えて、開発地内では、在来種の植林や既山林の表土を再利用することで、既存種の再生を図る計画です。</p> <p>予め自主環境影響評価をおこない、できる限り環境への負荷が低減できるような事業計画に努めております。</p> <p>自主環境影響評価では、京都府の技術指針に準じつつ、更に本事業特有の環境影響評価項目を追加することで、より地域の実情に即した環境影響評価としています。</p> <p>実施にあたっては、専門家や京都府の指導を仰ぎながら、景観や騒音等、周辺への影響を調査、予測・評価し必要な対策を検討してきました。また、四季を通じた生物調査をおこない、重要な動植物等の保全措置を行う予定です。</p> <p>事業説明会等では、自主環境影響評価（中間報告）を元に、その評価結果を説明してきました。最終報告書は、京都府のご確認を頂いた後に、南山城村役場で閲覧できるようにする予定です。</p>



育所、小学校、福祉センターもあるのです。100%の安全を要求してもし過ぎではないと思います。

存在するだけで環境の保全・防災など多くの役割を果たしてくれている緑の里山、みんなの憩いの場、そんな大切な緑の里山を切り崩して、谷を埋めて川の流れを変えて、30万枚ものソーラーパネルの地に変えることは、絶対に認められません。今回のメガソーラー建設計画は中止していただきたいと思います。

本造成計画は、砂防法及び林地開発許可等の技術基準に基づくと共に、更に宅地造成マニュアルを準用し設計しており、各法・許認可が求める技術基準に基づいて設計しています。

特に西工区の谷盛土部分は、技術水準以上の地下防災設備を設置することで、更なる防災上の安定性を追及しています。具体的には、布団籠堰堤の設置数や暗渠管の排水能力、仮設沈砂池の容量において技術水準以上のものを設置しています。擁壁等は、構造計算や地盤調査に基づき必要に応じて地盤改良工法等を用い、構造物の安定化を図ります。

防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・電磁波について            発電出力 37.5mw で、どの位の電磁波が中心部であって、外部境界線でどの位になるのか、具体的な数値を図面で教えてほしい。            (パネル枚数とパワーコンディショナーを合わせた電磁波の数値で)</p>	<p>パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設(665kW×2台)における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は 60.59μT(0.2m 距離)であり、そこから約 35m 離れた発電所敷地境界では 0.732μT(最大実測値)と大きく減衰していました。この数値は、現在の南山城小学校の周辺における 0.810μT(最大実測値)と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m 程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。</p> <p>さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十 m～数百 m 程度の離隔を設ける計画としています。したがって、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。</p> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>電磁波については、距離に応じてどのように減衰していくか、また複数の発生源からの電磁波を合成するモデルが存在しません。したがって、「低周波音」と同じような等高線図をお示しすることはできません。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>1 昭和 28 年に事業計画地の周辺地域で大規模な土砂災害が発生して多数の犠牲者が出た。本来こういった場所は防災上の観点から開発を防ぐための規制を強化すべき所だ。せっかく不安定土を流して植生が回復し安定が保たれてきたのだから開発することは考えられない。</p> <p>2 地区と締結した協定書は旧事業計画に起因して作られたものである。いったん取り下げて計画を大きく変更した新事業計画を今回申請するのだから再度同様の手続きを経ることが必要である。旧事業計画に対して出された各地区議決に当たった委任状も当然効力を失っているのであるから、今回の計画が相当数の同意を得ているとは思わない。</p> <p>3 砂子田川の名が示すとおり。現状においてこの谷は砂が多く、せまい所で 20m ほどの谷を埋め、3m 幅の水路と 3m 幅の道路に置き換えているが谷の狭窄部となり、付替水路の勾配も今より穏やかになることを考えると入口付近に堆積域が集中するので排砂能力はむしろ減少しているのではないか。大雨が降ればこの部分に天然のダムが出来て鉄砲水の恐れを生じるため下流への災害リスクとなる。</p> <p>4 私たちは森林の有する水害の防止の機能に依存して生活している。この開発は原地形を改変して森林をなくし、上流の砂子田川を埋めて付け替え、さらには天井川化することを意味するものである。木津川流域には天井川が多くまたその危険性が指摘されており、現在多くの改良工事が行われているところだ。時代錯誤も甚だしい。</p> <p>5 当該地の森林の機能に依存しているのは村の子どもたちも同じである。未来の話だから、彼らに大人が説明する責任があると思うが、今のままでは誰も説明できないだろう。メガソーラーによって森林を破壊するという本末転倒がまかり通る</p>	<p>本造成計画は、砂防法及び林地開発許可等の技術基準に基づくと共に、更に宅地造成マニュアルを準用し設計しており、各法・許認可が求める技術基準に基づいて設計しています。</p> <p>特に西工区の谷盛土部分は、技術水準以上の地下防災設備を設置することで、更なる防災上の安定性を追及しています。具体的には、布団籠堰堤の設置数や暗渠管の排水能力、仮設沈砂池の容量において技術水準以上のものを設置しています。擁壁等は、構造計算や地盤調査に基づき必要に応じて地盤改良工法等を用い、構造物の安定化を図ります。</p> <p>防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。</p> <p>私どもは、各地区の役員等を中心に協議し、各地区への説明会等を通じ、合意形成を図り事業をすすめています。現計画も同様にご理解をいただけてきました。</p> <p>現状での谷の幅は最も狭いところで約 15m です。付け替え後の切り通しの幅は左右の道路を含めると 14.5m です。勾配は今よりも緩やかになりますが、3 面コンクリート張りになるため表面としては平滑になるため、自然溪流よりは排砂能力は向上すると考えられます。基準では排水管渠における流速は 0.6～3.0m/s と定められていますが、本計画の流速は 3m/s 近くであり、限界に近い高いレベルの排砂能力となっています。</p> <p>木津川流域の天井川は、上流からの堆積物により河床が上昇して形成された地形です。本件は、山地を開削して形成します。木津川流域の天井川の築堤構造です。本件は、堀込構造です。築堤構造よりも堀込構造のほうが安全性は高くなります。御指摘の木津川流域の天井川と同類と扱うのは難しいかと思われます。</p> <p>わたしたちの暮らしには、多くのエネルギーが必要です。日本では、福島原発事故を契機に、多くの人々がエネルギーについて関心を持ち、考え、行動する機会を得ました。それは、教育の現場にも活かされ、エネルギーという観点での環境教育がすすめられています。</p>

と、子どもたちの大人不信を助長するばかりでなくソーラーパネル自体のイメージも損なうことになる。これらのことから、社会的損失は計り知れない。

6 教育上地形研究上注目すべき地形として、押原地区の木津川断層崖は京都府のレッドデータブックに要注意地形として掲載されている。嘉永7年の伊賀上野地震において断層運動が確認されていることもありこの地形を今後見続けることによって得られる防災上の知見は計り知れない。人工的に山を削り谷を埋め流域をも改変するこの事業計画はまさに歴史の改ざん行為であり学術的資源の損失は大きい。

7 計画地付近には京都府登録天然記念物である [ ] が生息している。現状変更はその保存に影響を及ぼす行為であることは明白であるから府教育委員会による許可を受けなければならないはずだが、難しいのではないかと？  
京都府の教育関係者が村の小学校の教育環境を守ってくれるだろう。

8 計画地周辺には京都府レッドデータブックの絶滅寸前種に指定されている [ ] や絶滅の恐れのある野生生物に関する条例の指定生物である [ ] など貴重な動植物が生息している。環境関連の規制や指導により開発するのは困難なはずである。

9 計画地域に生育する [ ] という植物は準原野性植物とされ大きな河川や湖の氾濫原に分布が集中する種であることが知られている。また、国のレッドデータブックで絶滅危惧種 IB 類京都府のレッドデータブックで絶滅寸前種にランクされている [ ] も盆地や平野に分布は限られる種であるが、何故か当地に生息しているのである。計画地域には古琵琶湖層という粘土層が分布しており、 [ ] で生育している。以上のことを総じて鑑みると、これら湿地性貴重生物群は400万年前の古琵琶湖時代から続く大湿地帯の残存生物（レリック）である可能性が高い。つまり琵琶湖淀川水系を時間軸で考えた場合の最上流部に位置することを意味しており、学術上極めて重大な事実かも知れないのである。  
この意見を受けて関係各位、専門有識者による検討および評価を待ちたいと考える。

子どもは、環境への影響の低減を図りながら、太陽光発電所を整備することを通じて、社会へ貢献すると考えています。一方、開発してまで太陽光発電所を建設すべきではない、環境教育に悪いとのご意見もあります。日々、地球規模で環境問題は深刻化しており、何らかの方法でエネルギーが抱える問題を解決をする必要があります。

南山城小学校の教育という視点では、地球環境とエネルギー、自然と経済活動、地方の現状と暮らし、将来等、様々な視点、自由な発想で、当計画を一例として考えていただければと思います。考えることは、行動の第一歩です。子どもたちに、すばらしい未来を残したいというお気持ちは皆一緒だと思います。

木津川断層帯の主断層位置は、事業計画地外であると推察しており、事業による直接的な改変はないものと考えています。  
詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

当該種の生息地は事業計画地外であり、事業による著しい影響はないものと考えています。生息情報は、京都府にも報告しています。

ご指摘の種につきましては、私どもの調査では事業計画地及びその周辺での生息・生育は確認できなかった、あるいは生息・生育地は事業計画地外であり、事業による影響はないものと考えています。

ご指摘の種につきましては、私どもの調査では事業計画地及びその周辺での生息・生育は確認できなかった、あるいは予測の結果、影響はほとんどない、種としての生存は可能であると考えています。

10 自主環境影響評価中間報告によると、重要種の種名及び確認場所は京都府指導により非開示としているとなっている。それは乱獲や盗掘を防止するための措置であろうから当事業により失われる様なことがあれば府にとっても自己矛盾を生じることになる。種名だけでも公表し広く意見を求めるべきだ。

11 調整池は造成後の平坦部の肩部に集中している。L字状擁壁で持つのか？  
また、堆砂能力がおよび砂防の観点を見越した流量計算では意味がない。

12 住民の生活及び産業活動の多くが森林など豊かな自然の恵みに依存しているのが現状である。近くに道の駅が整備されることもあり、村の自然を求めてやってくる観光客に対してもこのメガソーラー計画がマイナスのイメージをもたらすことは確実だ。村の今後の発展に与える影響は極めて大きい

13 そもそも明らかな自然破壊なのだから、事業主が本発電所の意義や効果に際して「環境問題への解決策」とか「持続可能な社会の構築」また「再生可能エネルギー」などと説明することは誇大広告であるし、国がこの様な手法を許してまで再生可能（と称する）エネルギーを普及させるといふのなら、これは行政大執行以外の何ものでもない。まるで戦時中のような。また一度失われた自然は再生などしない。

14 三重県側の開発も明らかに一体のものであるのに調整が進んでいない。変電設備や送電に関する具体的な計画が見えてこない。業者はそんな中、京都府の環境規則をかわす目的で書類を出した。確信犯的脱法行為に悪意を感じる。

15 疑って申し訳ないが、事業者の真の目的はメガソーラーを装って森林を開発することではないのか？イメージも良くないし、金もかかる。だから国内メーカーではないのだろう。土地を造成して平にしたら撤退する。転売と地目変更をしてその後の開発に継げる。そのような裏のシナリオがある気がしてならない。正直に答えよ。

京都府の所管部署のご指導にそうごと、ご理解願います。

調整池は、場内排水路の最下流部に設置されます。そのため、必然的に造成地の縁辺部に設置されます。その一形態として「平坦部の肩部」にくることもあります。調整池は、切土地盤に設置されます。また構造計算に基づき、安全性を確認しています。

防災に関する技術的な安全性については、砂防は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。

道の駅から本発電設備等を視認することはできません。再生可能エネルギーを、積極的に取り組んでいるという先進的なイメージとなることを期待しています。  
私どもの納税は、村の財政へ大きく貢献し、村の発展に寄与すると考えます。

本太陽光発電所は、化石燃料に頼ることなく、運転中は二酸化炭素を排出せず、無駄な廃棄物の生成もなく、20年以上にわたりクリーンなエネルギーを提供します。そのエネルギーは一般家庭約10,000世帯に相当し、二酸化炭素の排出量削減量は、一般家庭約8,000世帯に相当します。

私どもは、太陽光発電所の商業運転を目指し、事業を推進しています。京都サイトの造成計画や開発許可、自主環境影響評価、地元合意を、重点的におこない、並行して、三重サイトの開発計画、送電線に関する行政手続、建設工事会社の選定等をすすめており、今後、発電所の詳細設計や工事計画、発電所の運営管理計画をすすめます。発電所の設計等は、具体的な構造等を含め、経済産業省の審査を受けます。

開発許可等、準備が整った段階で本体工事に着手します。工事着手後は、造成工事完了時に行政の検査、発電設備工事完了時には経済産業省の検査を受けます。それらを、ひとつずつクリアーし、太陽光発電所を商業運転させます。

ご指摘の事実はありません。

16 メガソーラー発電所の建設をするために、里山の森林を伐採して土地を造成するなんてことは許されることではない。そんなことは子どもでもわかる。

17 今後日本は人口が減少するし省エネ技術も進歩する。遊休地もあるし、企業誘致用に開発した用地にも空きがいくらでもある。今国土の森林を開発してまで太陽光発電をする必要性を全く感じさせない。また、電力料金に上のせしているのだから、社会通念上理解されない開発は認可されるべきでない。

18 ビオトープやソメイヨシノは都市部の発想。木を植えるのなら木を切る必要はなどないよ。自然との関わり方を知っているのは反対する私たち側です。

私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。

本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。

経済産業省の予測では、今後も電力消費量は増加傾向にあり、抑制するため省エネの推進をおこない、現状維持を図ることを考えています。

また、電源構成の見直しを図り、再生可能エネルギーを2割以上とする基本方針が打ち出されています。

桜等を選定は、近隣地区の方とお話し、すすめてきました。賑わいを創出すると考えています。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>現時点において、パネルは安定した化合物で出来ていて、ガラスの中に閉じこめられているから土壌汚染や水質汚染のことなど考えなくていいのかもしれませんが。電磁波の問題、気温上昇やそれに伴う突風や竜巻の可能性も立証されているわけではないし、開発によって防災上安全になるのかもしれませんが。それが起こるのか起こらないのか私にはわかりません。ただ、これまでの説明会でこれらの不安や疑問は解消されませんでした。万が一それがおこれば、住民の財産や健康、場合によっては生命をおびやかす危険性があります。その時誰が責任を取ってくれるのでしょうか？</p> <p>当該地域には近隣に民家や保育園、小学校、保健センターがあります。近隣の住民はもちろん、村内の子どもたちに将来にわたって影響を及ぼす可能性があります。御社は転売の可能性を否定せず 20 年間責任を持って事業をおこなう確実性はありません。</p> <p>事業終了後もあいまいで、万が一何か問題が起こった場合の責任の所在が不明瞭で、多くの不安と疑念が残ります。</p> <p>私は誰も責任を取らない、取れないものを子どもたちに残したくありません。未来にわたって住民が背負わなければならないリスクと失われる自然環境は一時的な税の増収や雇用では見合わないものだと考えます。</p> <p>CO2 の削減・クリーンエネルギー・持続可能などの環境にやさしそうな言葉を並べても実際には森林を伐採し、土壌をはぎ取り、多くの生き物の生命と生活の場を奪って豊かな環境と生態系を壊し、住民の安らぎの場を失うことになる本計画に、わたしは反対です。</p> <p>以降の疑問にお答えください。</p> <p>①これまでの説明会では、毎回同じような質問が出て毎回同じような回答があり、結局他の質問ができず時間切れになるということが繰り返されています。これは御社の回答が質問の意図からズレていることによって起こっていることではないでしょうか。持ち帰った質問の回答がいただけないままの現状や故意のあるなしにかかわらず、こちらの意図から外れた対応は御社の姿勢を現しているのではないかとの疑念を抱いてしまいます。説明会は住民の理解を得るために行われていると認識しているのですが、御社の認識は違うのでしょうか？</p> <p>住民の理解を得るために具体的にどのような対応・対策をお考えですか？</p> <p>②御社は質問回答会で 「原因が自然災害であっても自社のパネルが地域住民の方々にご迷惑をかけたならきちんと対応・保証していく」「FSJ 合同会社に何かあって事業や後片づけなどができない状態になっても FSJ が知らん顔をすることはしない」とおっしゃいました。</p>	<p>私どもは、事業者として責任をまっとうすべく以下の取組をおこなっています。</p> <p>私どもは、災害等を発生させないよう十分に安全な計画とします。また、自主環境影響評価を実施し、開発における環境への影響の低減を図ります。</p> <p>施工は、大規模太陽光発電所や大規模造成工事に関する実績・技術力をもつ国内大手企業が施工することで安全・品質を確保します。そして完成した発電所は、ファーストソーラージャパンが 24 時間週 7 日の体制で運営管理し、併せて、専任の電気主任技術者を配置し、事故時等は 2 時間以内に対応できる体制を構築します。</p> <p>また、保険を付保することで、自然災害による損傷、第三者への賠償等、事故・トラブル等の事態に備えます。</p> <p>近隣地区とは、多くの会合や説明会をおこないできる限り懸念を調整し、協定を交わしてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるように考えています。</p> <p>私どもは、事業活動を行う地域社会への取り組みとして、開発の初期段階より近隣地区と数多くの会合や説明会等をおこなってきました。そして、地域の懸念を調整し、開発計画の見直し、更なる防災機能の向上、自主環境影響評価の実施により、周辺生活や環境への影響を評価し、影響の低減を図り事業を進めてきました。</p> <p>これらの取組を通じて、今山・奥田・押原地区より本事業にご理解いただき、協定を締結しています。その上で、南山城村村民への説明会や質問会等を開催してきました。その上で、広く南山城村村民に対し事業説明会等を開催し、より多くの方のご理解を得るべくすすめています。</p> <p>私どもは、パネルの飛散事故等ないように万全な施工をおこないます。災害、事故等が生じたときは、事態の収拾を図り、必要な措置を講じます。</p>

その一方で「FS 本社と FSJ, FSJP6 には法的に責任の関連性はない」と明言しております。

御社ではこの矛盾をどのようにめぐるつもりなのですか？  
具体的にお答え下さい。

③「環境影響評価 中間報告」によると確認されている動植物の重要種は、合わせて 90 種とありました。しかし当該地域には重要種以外の動植物もたくさん生きていて、そういった動植物が重要種の生存を支えているのだと思います。

現在おおよそどれくらいの動植物が開発予定地に生きていますか？

開発によって死滅する種は何種でどのくらいの数になりますか？

生活圏を奪われ余儀なくよそへ移動する種は何種でどのくらいの数になりますか？

生活圏を奪われた動物による近隣田畑への獣害が増加おそれもあると思いますがその対策はなにかなされるのでしょうか？

④重要種の保存のためビオトープを計画されているようですが一方で自然を壊し、一方で擬似的な自然環境を作るといって違和感を感じます。広大な自然環境に支えられ生息していた生物に限られた人工的な環境の中で存続していくことは可能なのでしょうか？

御社が責任を持って保護した種を存続させていくということですか？

どのようにビオトープを管理し種を保護していくのか具体的に教えてください。

また 20 年後、誰がビオトープや生物を管理・保護してくのですか？

⑤2 月 11 日の「質問回答会」では、20 年後にできる産業廃棄物の量や御社が提示された資料の数値の根拠や算出方法など、出された質問に答えて頂いていません。昨年 1 月 16 日に開催された説明会から 2 月 11 日までに出た質問で「後日回答します」とされたもの、うやむやになって答えておられないもの全ての質問回答を見解書にてご提示下さい。

⑥いただいた資料には旧計画に関する意見書への見解を提示してもらっています。

本発電所は、ファーストソーラーが責任をもって運営管理をおこないます。

環境影響評価 最終報告書では、事業計画地及びその周辺（周辺 200m 程度の範囲）において、動物では哺乳類 14 種、両生類 11 種、爬虫類 9 種、鳥類 61 種、昆虫類 914 種、クモ類 100 種、陸産貝類 7 種、魚類 4 種、底生動物 7 種、植物では 565 種を確認しました。

事業の実施によって、一部の種の個体や生息・生育環境が消失しますが、開発区域の縮小や開発区域の外縁に森林を残置すること、また重要種の移植など、可能な限り動植物への影響の低減を図っています。

現地調査でシカ、イノシシなどの害獣を確認（フィールドサイン、目撃）していますが、その確認状況から当該地域での生息数はあまり多くないものと推測されます。一般に、シカ、イノシシの行動範囲は 3～5km 四方の広範囲に及ぶとされているため、当該地域でみると背後に連なる丘陵地を包含する広い範囲を移動していることとなります。したがって、事業の実施によって、周辺のシカ、イノシシなどの害獣の生息数が増え、現況以上に山林や農作物に被害を与える可能性は低いものと考えています。

ここでいうビオトープは、事業によって生育個体及び生育環境が消失する重要な種の移植先として整備する計画としています。

整備の内容は、移植先の草刈り及び水路の整備（畔の設置等）を行うとともに、移植個体の周囲にシカ、イノシシ等の獣害対策（柵の設置）を行うことを予定しております。移植後、工事期間中はモニタリング（追跡調査）を実施することを予定しており、その際に、維持管理として、移植個体周辺の整備（草刈り、水路整備、獣害対策等）を行う予定です。

なお、移植にあたっては、専門家や京都府と十分に協議した上で実施する予定としています。

モジュールや架台等を産業廃棄物として処分する場合、8,000 t 以上になる見込みです。水質汚濁に関するご質問では、その根拠など、説明会終了後にご質問された方に回答しています。

ご意見に誤解されている点があります。旧計画において谷部の見直しを要望する意見書があり、その対策として、谷の埋め立てることで、張付盛土の改善するというの



その中の「防災造成計画」のところには「より一層の安全・安心な計画とし災害の発生防止に努めます」とあり「具体的には西工区の谷構造を取りやめて腹付け盛土を解消した一層安全な構造」となっています。一方、質問回答会で「川を埋めるのは安全というが、谷を埋め川を迂回させることが安全になるとは思えない」という意見に対し「谷を埋めるのは、まとまった土地を確保するため」と答え、具体的に何がどのように安全になるのかという説明はありませんでした。

これでは「安全」といわれても信憑性がありませんし、安心などできません。また、谷を埋めることで生じるリスクと、その対応策を具体的に教えて下さい。

⑦事業を通して「CO2の削減に貢献する」とおっしゃっていますが本事業で削減されるCO2の量が、広大な森林を壊し環境と生態系に重大な負荷をかけてまで行うほど効果が大きなものであるか疑問です。

それぞれの量を試算し提示して下さい。

・20年間の太陽光発電事業によって削減されるCO2の量

365日晴天というわけではないので、どのような設定で試算されたのかも明記して下さい

植物の光合成と違い、メガソーラーで発電したからといってCO2が削減されるわけではありません。

これまでと同じように「化石燃料による発電」が続けられているならば排出されるCO2の量は変わりません。メガソーラーで使われない電気が発電されたことになるだけです。

37.5mWのメガソーラーが建設されたことで、実際に削減される「化石燃料による発電量」を明らかにし、その発電量を使って試算願います。

・発電所建設工事に伴い排出されるCO2の量

トラックや重機の排出だけでなく、伐採した木をチップにする作業等で排出するCO2を含めて下さい。

また、造成工事では大量のコンクリートをはじめ、様々な資材が使用されると思いますが、それらの資材を製造、精製する際に排出されるCO2も試算して下さい。

が大きな理由です。また、事業面積も拡大するというメリットもあるというご説明をしています。

本造成計画は、砂防法及び林地開発許可等の技術基準に基づくと共に、更に宅地造成マニュアルを準用し設計しており、各法・許認可が求める技術基準に基づいて設計しています。

特に西工区の谷盛土部分は、技術水準以上の地下防災設備を設置することで、更なる防災上の安定性を追及しています。具体的には、布団籠堰堤の設置数や暗渠管の排水能力、仮設沈砂池の容量において技術水準以上のものを設置しています。擁壁等は、構造計算や地盤調査に基づき必要に応じて地盤改良工法等を用い、構造物の安定化を図ります。

防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。

樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量は、年間約3,500トンと予測しています。これは、本事業の実施（太陽光発電システムの導入）による二酸化炭素発生量の削減量（年間約26,600トンと推定）の7.6分の1程度であり、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量よりも、本事業の実施による二酸化炭素発生量の削減量の方がはるかに大きいと予測しています。

「国内電力会社の平均単位発電電力あたりのCO2排出量」－「太陽光発電システムの単位発電電力あたりのCO2排出量」＝「太陽光発電に切り替えたことによる削減効果」これは、太陽光発電協会表示ガイドライン（「CO2削減に関する基準」に従って算出しています。

発電量は、過去数十年の天候等踏まえた日射データに基づき算出しています。よって、365日晴天という前提ではありません。

ご意見に誤解されている点があります。まず、大原則として、電力会社は、電力の需給バランスを常に保っています。よって、太陽光発電により系統に電力が流されると、電力会社が所有している他の電源の発電を抑える等し需給バランスを保ちます。このことは、結果的に他の電源による発電を削減することになり、化石燃料等を燃焼させることで発生する二酸化炭素の排出を削減することになります。よって、私どもが説明している二酸化炭素の削減量は、一般電源の平均値をベースに算出しています。

エネルギーペイバックタイム（EPT）は、再生可能エネルギーによる発電施設などを含むエネルギー設備の性能評価の指標のひとつです。

エネルギーペイバックタイムは次の式のように、エネルギー設備のライフサイクルを通して投入されるエネルギー量が、そのシステムから生み出されるエネルギーによって回収できるまでの期間（年）で表されます。

- ・太陽光パネル等の製造、運搬、設置作業に伴い排出される CO2 の量  
パネルの製造段階で発生する CO2 だけでなくパネルを製造するのに仕入れた材料、部品が生成される際に発生する CO2 も試算に入れて下さい。  
(例えばガラスを仕入たとすると仕入れ先ではガラスを生成する際 CO2 を排出すると考えられます。)  
パワーコンディショナー等、施設内に設置される機器についてもパネルと同様の試算をして下さい。
  - ・20年後の撤去工事、太陽光パネルのリサイクルで排出される CO2 の量  
第三者機関による CdTe の分離・生成の際、発生する CO2 も含めて試算願います。
  - ・本事業を行わず森林をそのまま残した場合 20年間で削減される CO2 の量  
CO2 だけでなく、光合成でつくられる酸素の量も試算願います。
- 等を各項目で明記して下さい。

⑧1月28日の説明会資料ですが、読み返しても意味が分からなかったり、文字が読めなかったり使用されているグラフも何をさしているのかわからないものが多いです。この資料は事業内容や、安全性を知る手がかりとなるものだと思うので、内容をきちんと理解したいと思っています。

以下、資料中の不明・疑問点にお答え下さい。

$EPT = (\text{ライフサイクルを通して投入されるエネルギー量}) \div (1 \text{ 年間に生み出されるエネルギー})$

なお、エネルギー設備のライフサイクルを通して投入されるエネルギーには、以下のようなものが含まれます。  
設備に用いる資材の生産や運搬に使用するエネルギー、設備の製造・設置に使用するエネルギー、設備の運用時に使用するエネルギー、保守用資材の生産や運搬に使用するエネルギー、施設の使用後処理(解体・廃棄・リサイクル)に使用するエネルギー  
現在、我が国において公表されている最新の値(住宅用屋根設置の場合)は、エネルギーペイバックタイムは、化合物薄膜(CIS)で0.9年、CO2ペイバックタイムは、化合物薄膜(CIS)で1.4年となっています。

樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量は、年間約3,500トンと予測しています。これは、本事業の実施(太陽光発電システムの導入)による二酸化炭素発生量の削減量(年間約26,600トンと推定)の7.6分の1程度であり、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量よりも、本事業の実施による二酸化炭素発生量の削減量の方がはるかに大きいと予測しています。  
さらに、本事業では、以下の環境保全措置を実施することにより、温室効果ガス等の吸収量の減少による影響をできる限り軽減する計画としています。

- ・可能な限り改変区域を縮小し、事業実施区域外周等に森林を残置する。
- ・造成森林においては、樹木を2,000本/haの密度で植栽する。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

酸素の排出量については、樹木は吸収した二酸化炭素のうち炭素だけを体内に取り込み、酸素を放出するという活動を行うため、二酸化炭素吸収量に32/44(酸素と二酸化炭素の分子量の比)を乗じることによって算出されます。  
その結果、年間約2,550トンとなります。

以上のことから、本計画が、二酸化炭素の抑制に十分な効果を発揮していることが確認できます。

<p>P3 「グローバルなエネルギー・ミックスへの統合」とありますが意味がよく分かりませんので、もう少し詳しく説明して下さい。</p> <p>P8 範囲図がありますが、文字が読めません。何が書いてあるのか説明して下さい。</p> <p>P11 本発電所の意義ということで「安全保障・経済、環境問題への解決策」とありますが、御社が南山城村でメガソーラーを建設することでこれらの問題が解決することなんですか？ 解決にどんなふうにつながるのか説明して下さい。 同じく「持続可能な社会の構築」とありますが、事業は20年で終了する予定で、パネルは海外から輸入して、リサイクルも海外の自社工場へ持っていくとのことでした。持続可能な社会の構築というのは、具体的にどんな仕組みが構築されることなんですか？ その結果、南山城村と伊賀市、その住民にはどんな恩恵があるんでしょうか？</p> <p>本発電所の効果ということで「地元雇用機会の創出」とありますが、具体的にはどんな雇用なんですか？ 施設建設の一時的なものでなく、継続する雇用機会はどれくらいありますか？</p> <p>P12 発電所計画図がありますが、文字が読めず何が書いてあるのかわかりません。説明をお願いします。</p> <p>P18 「東京大学および横浜国立大学」とあって、その前後には文章が書かれていますが2大学が法人としてこのような見解を正式に表明されているということですか？</p>	<p>太陽光発電を通じて、世界において、エネルギーミックス（電源構成の多様化等）を実現して行くという趣旨です。</p> <p>申請書に添付した生活環境に影響が生じるおそれのある範囲図、交通量の増加、濁水の発生、建設騒音の発生、粉塵の発生の範囲を記載しています。</p> <p>エネルギー情勢に目を向けると、発展途上国の経済成長などによってエネルギー需給が窮乏化しています。わが国では、資源が乏しく輸入に頼っており、国民生活と産業活動の血脈であるエネルギーの安定的な確保は、国の安全保障にとって不可欠なものであり、我が国にとって常に大きな課題であり続けています。また、化石燃料の燃焼等により発生する温室効果ガスにより、地球温暖化という環境問題を抱えています。温室効果ガスの排出量は、現在増え続けており、地球全体で排出量の大幅かつ持続的な削減が必要とされています。</p> <p>3.11 福島第一原子力発電所の事故を契機にして、これまで我が国が推進してきた、原子力発電をベース電源として、地球温暖化防止とエネルギーの安定的な供給を両立させていくというエネルギー政策の見直しが不可避となりました。そこで、輸入に頼ることなく、資源の枯渇のおそれが少ない、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を促進することが重要となり、2012年7月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしました。</p> <p>そして「エネルギー基本計画」では、2030年の発電電力量のうち、再生可能エネルギー等の割合を2割以上とする方針が打ち出されています</p> <p>本太陽光発電所は、化石燃料に頼ることなく、運転中は二酸化炭素を排出せず、無駄な廃棄物の生成もなく、20年以上にわたりクリーンなエネルギーを提供します。そのエネルギーは一般家庭約10,000世帯に相当し、二酸化炭素の排出量削減量は、一般家庭約8,000世帯に相当します。</p> <p>再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。太陽光このエネルギーの利用により、持続的な社会を構築します。 広く日本国民が、そのメリットを享受します。</p> <p>私どもの直接雇用にかかわらず、本事業に関係し、建設時の雇用、運営管理時の雇用が見込まれます。直接雇用は、電気主任技術者や保守スタッフ数名の規模です。</p> <p>調整池の名称等が記載されています。</p> <p>レビューに記載されたものを、要約し記載しています。</p>
---	--

<p>P19 図の意図することがよく分かりませんので、説明して下さい。 「ファースト・ソーラー社の太陽光発電 日本の再生可能エネルギー」から「採鉱」と「各種産業」にクリーンエネルギーと書いた矢印がのびていますが御社が建設した国内の太陽発電施設の電気だけでまかなわれている事業があるということでしょうか？</p> <p>P20 いろんな認証機関が記載されていますが、ほとんど知りません。それがどんな組織で、どのような実績があるのか教えて下さい。</p> <p>P21 「従来の IEC～もはや金賞ではない。」という文章の意味がわかりません。どういう意味で、誰の意見なんですか？</p> <p>英語が分かりませんので右側の図の説明をして下さい。記載されている PDF のファイルを見たのですが、英語の参考資料でした。内容を理解できないので、説明して下さい。</p> <p>P22 英語が分かりませんので記載された図の説明をして下さい。</p> <p>P25 「Martell, 2009」のリンク先のページを見ましたが、英語のページが表示されました。内容が理解出来ないで説明して下さい。 グラフに凡例がないので、何を現しているのか説明して下さい。</p> <p>P26 項目 5 のグラフは何を現しているのですか？ 棒グラフの一本一本が何を現していて、縦軸の%が何を現しているのかわかりません。 「多結晶 PV モジュールの多くは鉛を含有し、ライフエンドにおける浸出液の環境負荷は CdTe モジュールの環境負荷を上回る」とあります。また項目 7 には「環境負荷の大きい物質は多く利用されているのが現実」と記載されていますが鉛や CdTe 以外の環境負荷物質も含めた環境負荷の比較をおこなっているのでしょうか？ 項目 6 に廃棄におけるリスクアセスとありますが何百万枚ものパネルを埋め立てた再現試験を実施されたのですか？ 具体的な検証方法、検証期間、判断基準、検証主体を教えてください。</p> <p>P27 項目 9 の「火災の最悪想定シナリオ」というのは具体的にどんなシナリオなんですか？ 「AEGL」「ERPG」の意味を教えてください。</p>	<p>鉱業副産物を環境効率の高い優れた太陽光発電技術に変換し、循環することを示しています。</p> <p>例えば、テュフ ラインランドの本社はドイツのケルンにあり、世界中にあるオフィスや試験施設のネットワークを通じて、サービスを提供しています。第三者認証機関として、製品の試験・認証やマネジメントシステムの認証を行っています。テュフ ラインランドの太陽光発電関連製品評価の長年にわたる経験と豊富な知識を有しています。</p> <p>技術革新により、従前の試験や規格より、一層優れた認証試験等がおこなわれるようになり、ファーストソーラーの太陽光パネルは TUV 長期連続試験とスレッシャーテストの両方に合格した高品質・高規格な製品であるということを趣旨です。</p> <p>従来、別々の試験体で、DH（高温高湿試験）、TC（温度サイクル試験）、HF（結露凍結試験）を検査してきました。長期連続試験とは、同じ試験体で、各種試験を連続しておこなうことで、より過酷な環境下での試験となります。 スレッシャー試験とは、各試験回数を倍以上に設定し、より過酷な環境下での試験を行っています。</p> <p>髪の毛が 100 <math>\mu</math> mm に対し、赤血球が 7 <math>\mu</math> mm、セミコンダクター層は 3 <math>\mu</math> mm であり、髪の毛の概ね 3%であることを示しています。</p> <p>野火に関する研究内容が記載されています。典型的な野火の温度、その燃焼時間を示しています。</p> <p>他社太陽光パネルと鉛に関し、米国環境保護庁（EPA）の TCLP（Toxicity Characteristic Leaching Procedure）に基づき土壌、水質、固形廃棄物に含まれる有害化学物質の主要項目を分析した結果です。</p> <p>米国 EPA の Delisting Risk Assessment Software (DRAS) モデルは、1cm 角程度となるよう粉砕し、廃棄物の毒性特性浸出手順 (TCLP) データを使用して、未処理の埋立地における CdTe PV モジュールの実用量規模の処分に伴う潜在的リスクを評価しています。時間の経過と共に埋立地で行われる pH の変動を考慮しています。</p> <p>最も影響が大きい無風時での評価です。 AEGL (Acute Exposure Guideline Level) ERPG (Emergency Response and Planning Guideline)</p>
---	--

項目 10 の「浸出の最悪想定シナリオ」というのは具体的にどんなシナリオなんですか？

「スクリーニングレベル」の意味を教えてください。

項目 11 に張付けている写真をみると評価書には平成 11 年 3 月と書いてあるようですがこの研究で使用された CdTe モジュールは御社が今回使用するものと同じなんですか？

評価対象は 3KW 規模のシステムとなっていて、規模が違いすぎます。この評価で安全と判断することはできないと思います。事業に見合った評価を実施して頂けますようお願いいたします。また項目の見出しは「大気放出、酸性雨」とありますが、最終的には「上記の結果、火災時のカドミウムの想定濃度および CdTe 薄膜太陽光発電モジュールの浸出について、環境影響に関する問題はないと想定する。」となっています。酸性雨の話が「火災時の…」という結果を導き出す話の展開がよくわかりません。どのような論理が展開されているのか説明して下さい。また最終結論はあくまで「想定する」というレベルのようなので安全性の確証は得られていないのではないですか？

P28「電力設備と健康との関連」ということで電磁波と小児白血病との関連について書かれていますが、電磁波に関しては他にも脳腫瘍、肺がん、呼吸器疾患、不眠症、流産などの関連を指摘する発表もあるようなので、調査して、その内容を公表して下さい。

「WHO の環境保健基準 238」と「IARC のモノグラム Vol. 80」というのは何ですか？教えてください。

「ごく一部の研究で電磁波と小児白血病との関連が示唆された」とありますがこの 9 件の研究は具体的にどんな内容なのか教えてください。

30 年以上にわたる研究がされているということですが、関連を示唆した 9 件の研究がそれぞれ何年に発表されたのか教えてください。

(もし、関連を示唆する研究が最近になって発表されたのであれば、今後、関連性を示唆する研究の割合が増えてくる可能性も考えられます)

P30「電磁波太陽光発電における測定値例」とありますがこの事業で使用される太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを使用し測定されたもの、ということですか？別の機器を使用しているのでは意味がありませんので、使用予定の機器を使った測定結果を教えてください。

試験環境では、CdTe を 1cm 角程度に粉砕して試験がおこなわれている。現実的に、太陽光パネルに内包されているものが、試験環境同様になることは極めて想定できない。そのように最も環境露呈しやすい前提とすることで、最悪想定シナリオとしている。

スクリーニングレベルとは、振り分けの基準値等をさします。

以前の型式となります。

本レポートは、屋根に設置した太陽光パネルについて、住宅火災時を想定しています。住宅火災は可燃物が燃焼することがシナリオに含まれています。しかし、私ども太陽光発電所は、特に住宅のような可燃物はありません。草原の野火を考慮することになります。ただ、本レポートでは、燃焼時や、ひび割れから酸性雨による環境露呈の検証資料として有意義だと考えます。

WHO は、低周波電磁界（送電線など）については、その他の疾病についての証拠は「小児白血病についての証拠よりもさらに弱い」と結論付けています。

「環境保健基準 238」では、環境保健基準 69（1987 年）刊行後の科学文献を含めて、疫学、生物物理学、医学、公衆衛生学などの分野の専門家からなるタスクグループにより 100 キロヘルツまでの極低周波数（ELF）電磁界へのばく露による健康へのリスクが再評価されました。

「IARC のモノグラム Vol. 80」は、国際がん研究機関（IARC）の論文で、静電磁界および 3,000 ヘルツまでの超低周波電磁界の評価等記載されています。

私どもは、WHO の調査、研究の細部に至る部分まで把握していません。

パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設（665kW×2 台）における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は 60.59μT（0.2m 距離）であり、そこから約 35m 離れた発電所敷地境界では 0.732μT（最大実測値）と大きく減衰していました。この数値は、現在の南山城小学校の周辺における 0.810μT（最大実測値）と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m 程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。

<p>P31 英語が分かりませんので、図の説明をして下さい。</p> <p>P33 オペレーションセンター(東京)の写真が紹介されていますが、これは御社の東京のセンターを撮影したものなんですか? 単なるイメージ写真だとしたら誤解をまねくのではないかと思います。</p> <p>*意見書の内容は、他の方が提出される内容と重複していることもあるかと思いますが説明会資料で旧計画の意見書への見解をしめされているような「防災・造成計画について」「環境影響について」等の文言に集約せず個々人の意見が御社の見解のどの部分に対応しているのか、こちらにわかるように提示していただけますようお願いいたします。</p>	<p>さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十 m～数百 m 程度の離隔を設ける計画としています。したがって、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。</p> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>Refirectance (反射率の意味)、防眩タイプは、更に太陽光を吸収することを説明しています。</p> <p>東京オフィスのものではありません。現在、東京においてもオペレーションセンターが開設されています。</p>
---	---

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>説明会資料に旧計画に関する意見書の見解を記載頂いておりますが多数の意見を集約して回答されているようで、自分の書いた意見に対する見解がどれなのか確認するのが困難な状況です。つきましては複数の意見書の質問を集約して回答されるのであれば、どの意見に対する見解なのかわかるように(意見書-1の【003】、意見書-3の②への見解)といった形式で番号付けをして頂けますよう、お願い致します。</p> <p>〈太陽光発電事業について〉</p> <p><b>【001】</b> この事業の目的はメガソーラー発電所の建設・運営で発電した電力を売電することになっており説明会では固定価格買取制度(FIT)について言及がありました。FITは再生可能エネルギーで発電した電気の買取を電気事業者に義務づける制度ですが、この制度により一般の電気使用者の負担が増大し問題となっているとも聞きます。結局、再生可能エネルギーを買取っているのは一般の電気使用者ということでしょうか？ また、説明会で関西電力に買取を断られ、中部電力に売電すると聞いております。電力会社にとって再生可能エネルギーは一概に歓迎されるものではないということでしょうか？ 事業の前提になる制度だと思うのですが、詳しい説明がなかったので再生可能エネルギーの発電業者と電力会社、一般の電気利用者の関係がどうなっているのか制度の仕組みを教えてください。</p> <p><b>【002】</b> 固定価格買取制度では買取価格が定期的に見直されるそうですが計画されている事業では買取価格はいくらですか？また、電気利用者の電気使用量単価は通常1kWあたりいくら位になりますか？</p> <p><b>【003】</b> 事業の意義として原子力の代替エネルギーを挙げられ原発をなくすために再生可能エネルギーが必要とし、国のエネルギー基本計画では2030年時点の電源構成として再生可能エネルギーの割合は22～24%を目標にしていると紹介がありました。しかし、この基本計画を調べてみたところ原子力はベースロード電源と位置づけられており、2030年時点の割合は20～22%程度とされております。 原子力の代替といいながら、この事について言及されないのはなぜでしょうか？</p> <p><b>【004】</b></p>	<p><b>【001】</b> 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。 私どもは、発電所でつくった電気を既存電力会社の系統へ接続するためには電力会社との技術的な協議が必要となります。既存系統の受入可能容量等制限があり、空き容量がない場合は接続拒否されます。本事業では、関西電力は受入容量がなく接続することはできませんでした。中部電力は受入れ容量が確保でき接続可能であったことから中部電力へ接続することとしています。</p> <p><b>【002】</b> FIT価格は、非開示です。 再エネ賦課金とは、再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの一つになることを目指し、電気をご利用の皆様へ再生可能エネルギー賦課金のご負担をお願いする制度でもあります。 再エネ賦課金＝ご自身が使用した電気の量 kWh×2.25 円 kWh ※平成28年5月分から適用</p> <p><b>【003】</b> 特段の意図はありません。</p> <p><b>【004】</b></p>

現在再生可能エネルギーも普及しているにもかかわらず原発の再稼働がすすめられている理由をどう分析されておりますか?原発が全機停止していた時も電力は供給され続けました。再生可能エネルギーが普及さえすれば、原発はなくなるのですか?

**【005】**

また、貴社は原発をなくすために、具体的に政策的な働きかけなどの活動をされているという事でしょうか?

**【006】**

クリーン電力、クリーンなエネルギーという言葉が使われておりますが具体的な説明がありませんでしたので下記点について回答願います。

**【006-1】**

クリーンエネルギーと再生可能エネルギーに違いはあるのでしょうか。具体的な定義を教えてくださいませんか?

**【006-2】**

原子力発電もクリーンエネルギーといわれていたと思うのですが間違いありませんか?

**【006-3】**

太陽光以外にどのようなクリーンエネルギーがありそれぞれどのような特徴がありますか?

**【006-4】**

他のクリーンエネルギーに比べ、太陽光発電の長所、短所はなんですか?

エネルギー基本計画に基づく再生可能エネルギーの目標と現状を比較した場合、十分な普及とはいえません。再生可能エネルギーの普及がすすまなければ、電源の選択肢が少なくなります。原発停止に伴い火力発電等、化石燃料による発電に依存することになり、環境悪化や燃料コストの高額な負担が発生しています。

**【005】**

私どもは、太陽光発電の普及拡大に向け活動しています。

**【006-1】**

「環境に対してクリーン」なエネルギーとは、地球温暖化の原因であるとされる二酸化炭素(CO2)や、大気汚染の原因となる物質などを排出しないエネルギー、と言い換えることができます。例を挙げれば、太陽光発電や風力発電、水力発電があります。一方、何をもってクリーンなエネルギーとするかについては明確に定義されていません。たとえば、原子力発電はCO2を排出しませんが、ひとたび事故が起きた時の被害は深刻で、放射性廃棄物の処理も難題です。

再生可能エネルギーを、経済産業省は以下のように説明しています。

現在、わが国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。これらは、「再生可能エネルギー」ともいわれます。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして、政府はさらなる導入・普及を促進します。

**【006-2】**

原子力発電はCO2を排出しませんが、ひとたび事故が起きた時の被害は深刻で、放射性廃棄物の処理も難題となっています。

**【006-3】**

風力発電、地熱発電等があります。風のエネルギーで風車翼を回転させ、このときの回転エネルギーを発電機によって電気エネルギーへと変換するのが風力発電です。風力発電は、風況の良い場所に設置されます。地熱発電は、地熱貯留層より地熱流体を取り出し、タービンを回転させて電気を起こしています。地熱発電は、地熱の良い場所に設置されます。

**【006-4】**

太陽光発電は、太陽光により発電します。よって、火力発電や原子力発電のように、燃料を必要としません。発電時にCO2の排出もなく、使用済み核燃料の処理など



【006-5】

計画では 80ha の土地を使って 37.5MW の発電所が建設されますが大規模な造成工事が行われ、森林が伐採されてしまいます。仮に火力、水力、原子力そして他の再生可能エネルギーで 37.5MW 規模の発電所を建設する場合、それぞれの発電方法で必要とされる土地面積はどの程度になるか教えてくださいませんか？

【007】

約 10,000 世帯相当のクリーン電力を供給するとありますが太陽光発電だけで他の電力には依存せずに供給ができるということでしょうか？

太陽光発電は当然、太陽の光がある時しか発電しないと思います。日が暮れば発電できないし・雨が降れば全く発電できない日もあると考えます。そうすると、メガソーラーで発電できない時間は他の方法で発電された電力に依存せざるをえないように思います。その場合具体的にどのような仕組みで電力が供給されるのでしょうか？

【008】

また、敷地面積の割合で単純に試算すれば京都府側の発電施設は約 8800 世帯相当の電力を供給する計算になります。南山城村の 1252 世帯の 7 倍分の電力量になります。京都で発電した電力も中部電力に売電する計画になっています。これは東京電力が東北地方に原発を建設し、発電した電力を首都圏が消費するという構造と似てるのではないのでしょうか？

FIT 法では目的として「地域の活性化」が謳われていますが、この事業が地域の活性化にどうつながるのか説明下さい。

【009】

約 8000 世帯相当の CO2 削減効果とありますが、この値の根拠は①、②のどちらにあたりますか？

①太陽光発電所から供給される電力が増える事により電力会社がこれまで火力発電などで発電していた量を軽減。その結果、実際に削減される CO2 の量を試算した値。

②太陽光発電所が発電される電力と同じ量の電力を火力発電所で発電した場合に想定される CO2 の量を試算した値

①の場合は、当事業で発電される電力で、中部電力が抑制する電力量がいくらになるのか提示下さい。

あわせて貴社が国内で稼働させている太陽光発電所の数値も参考のため提示願います。

②の場合は、あくまでも理論値なので、CO2 が削減されたかどうかはわからず太陽光で発電した電力が有効活用されていない可能性もあるとの認識でよろしいでしょうか？

の問題も発生しません。地球環境にやさしい安全でクリーンなエネルギーとして、近年急速に普及が進んでいます。燃料に頼らないため沿岸部以外にも立地可能です。

太陽光が当たらないとき、夜間や日照不足の時間は発電することができません。よって、発電の安定性は弱い部分があります。また、他電源と比べ同量の発電に要する敷地は、大きくなります。

【006-5】

一例として、風力発電では、風車の設置用地は僅かですが、風車間の離隔が必要となります。また風況の影響を考慮した配置となることから、エリアとしては大きくなりますので、一概に申し上げることはできません。

【007】

ご指摘のとおり、太陽光は 24 時間 365 日発電するわけではありませので、全てを依存できるわけではありません。

大原則として、電力会社は、電力の需給バランスを常に保っています。よって、太陽光発電により系統に電力が流されると、電力会社が所有している他の電源の発電を抑える等おこない需給バランスを保ちます。このことは、結果的に他の電源による発電を削減することになります。

【008】

このプロジェクトからうまれる税収は、長期間の安定的な地方財源となり行政サービスを介し地域へ還元されます。太陽光発電所として、放置され荒廃しつつある山林や河川を整備することは、周辺生活者の災害等の危険や日常的な弊害・負担を軽減します。そして、太陽光発電所の建設中、又、完成した発電所の運営維持管理では、地域の雇用機会を創出し、祭事等地域活動への協力等により地域の活性化へ貢献します。

【009】

ご質問の①の考え方です。

電力需要に対し、どのような発電方法の電源構成をもって供給するのかということになります。中部電力は、当太陽光発電所で発電された電力を全量買い取ることから、当太陽光発電で発電された全量が削減する効果があるという考え方です。当発電所の発電量の詳細は開示していません。

〈環境影響評価中間報告〉

縦覧資料の参考資料「生活環境に影響を与えるおそれがある範囲」説明会で配布された資料「自主環境影響評価の中間報告」の二つの資料をみてわからない点、疑問点等を挙げているので回答願います。(以後、それぞれ「縦覧参考資料」、「中間報告資料」と記載)

京都府のホームページに掲載された際、第三者が見られても資料がないと内容がわからないので、見解書作成時には上記の資料を添付して頂けますようお願いします。

『大気質』

【010】

中間報告資料に環境保全措置として、「強風時は作業中断、中止、速度規制等を行う」とありますが、具体的な判断基準をお示し下さい。

【011】

「気象条件等、必要に応じて散水を実施」とありますが、具体的な判断基準をお示し下さい。

『騒音』

【012】

縦覧参考資料P2「建設作業の騒音」に関して、専門知識がないのでまず確認させて頂きたいのですが生活環境に影響をあたえる騒音の大きさの基準を85dbとすると「予測する騒音値117dbが85dbまで減衰する距離」は40mとなる。よって騒音に関して、生活に影響をあたえる範囲は開発区域境界から40M以内に設定したという認識でよろしいでしょうか？

もし、そうであるならば、85dbを基準値にするのは不適切と考えます。

一般的な騒音値の基準を調べたところ

80db:うるさくて我慢できない

60～70db:うるさくてストレスを感じるレベルとありました。

開発予定地周辺は街中とは違い、自然に囲まれた静かな環境です。

「特定建設作業にともなう基準」ではなく、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている「騒音に係る環境基準」に従い最低でも55dbを基準とするよう要望します。

その結果、生活に影響をあたえる範囲も広がると考えます。なぜ、「騒音に係る環境基準」を採用しなかったのでしょうか？

【013】

また、中間報告資料に記載されている騒音レベル最大値(75db)と縦覧参考資料の騒音源の騒音値(117db)と2つの値があります。専門知識がないので、2つの資料の内容の整合性がとれていないように感じてしまったのですが、それぞれの値の意味を教えてください。もし2つの資料の予測内容が違うもので整合性がとれていないのであれば、説明会でその事にふれられていないのは問題と考えます。

【010】 【011】

本報告書に記載した環境保全措置は、確実に実施します。工事会社が決まりましたら、工事実施前に工事説明会を行います。

【012】

騒音規制法において、特定建設作業に伴って発生する騒音に対して、敷地境界線上で「85dB」という規制基準値があります。通常、環境影響評価などでは、工事中の騒音の評価は、この規制基準値を評価指標とします。

【013】

混乱を招いてしまい申し訳ありません。  
環境影響評価中間報告書に記載の「75dB」は、工事最盛期における事業計画地敷地境界線上での騒音レベルの最大値です。縦覧参考資料に記載の「117dB」は、騒音源の数値です。これらの数値は、騒音の規制基準値である敷地境界線上の「85dB」を満足しています。

<p><b>【014】</b> 低周波音については縦覧参考資料 P12 に予測結果図を示して頂いています。同様に騒音がどのように減衰していくかを確認できる図を提示下さい。</p> <p><b>【015】</b> 中間報告資料に環境保全措置として建設機械は「可能な限り最新の低騒音型または超低騒音型建設機械を使用する」とされておりますが縦覧参考資料では「本事業では、形式認定された低騒音型・低振動型建設機械を用いる」と書かれております。どちらが正しいのでしょうか？</p> <p><b>【016】</b> 高負荷運転を極力避けるとあります。縦覧参考資料に建設機械毎の騒音基準値も記載頂いておりますが、この値は高負荷運転時など最も音が大きくなる時の数値という認識でよろしいですか？</p> <p><b>【017】</b> 低騒音工法とはどのようなものですか？またそれが採用できない時とは、具体的にどのような場合か説明下さい。</p> <p>『低周波音』</p> <p><b>【018】</b> 縦覧参考資料 P1 に低周波音の検討結果として「基準値以下である」とされております。基準を定めている団体、機関を教えてください、また参照された、資料を提示下さい。</p> <p><b>【019】</b> 「縦覧参考資料」P11 の「表低周波音調査結果」の値 16i もとに境界上の数値を計算した結果が「中間報告資料」の図 1「設備機器低周波音の予測結果」の折れ線グラフの値になるということでしょうか？もしそうであれば、予測のための根拠となるデータは縦覧資料、また予測結果のデータは説明会の配布資料でしか確認することができず両方の資料がない方は、不完全な情報しか得られず問題だと考えます。</p> <p><b>【020】</b> 縦覧参考資料 P12 の低周波音レベル最大値 65db の算出方法を教えてくださいませんか？</p> <p><b>【021】</b> 低周波音の予測で使用されている参照値の取り扱いについては環境省より平成 20 年および 26 年の 2 度にわたって・・・「参照値は低周波音についての対策目標値環境アセス</p>	<p><b>【014】</b> 環境影響評価中間報告書及び最終報告書に提示しています。 環境影響評価報告書（最終版）は、京都府及び南山城村へ提出します。また公開を予定しています。中間報告書と同様に南山城村役場で閲覧できるよう協力を依頼しています。</p> <p><b>【015】</b> 混乱を招いてしまい申し訳ありません。 基本的には「形式認定された低騒音型・低振動型建設機械を用いる」こととなるのですが、調達することができれば、「最新の低騒音型または超低騒音型建設機械を使用する」ことを考えています。</p> <p><b>【016】</b> ご認識のとおりです。</p> <p><b>【017】</b> 本報告書に記載した環境保全措置は、確実に実施します。工事会社が決まりましたら、工事実施前に工事説明会を行います。</p> <p><b>【018】</b> 「物的苦情に関する参照値及び心身に係る苦情に関する参照値」、出典「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月、環境省）です。</p> <p><b>【019】</b> 予測結果である「事業計画地敷地境界上での最大値 65dB」はどちらにも記載しています。環境影響評価中間報告書には詳細な内容を、縦覧資料には要約した内容を記載している とご理解頂けたらと思います。</p> <p><b>【020】</b> 環境影響評価中間報告書及び最終報告書に記載しています。 環境影響評価報告書（最終版）は、京都府及び南山城村へ提出します。また公開を予定しています。中間報告書と同様に南山城村役場で閲覧できるよう協力を依頼しています。</p> <p><b>【021】 【022】</b> ご指摘のとおりですが、他に判断基準とする数値がないため、通常、環境アセスメントでは環境省の当該参照値を評価基準としているのが現状です。当然、本事業に起</p>
---	---

メントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」

・・「心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。」といった通知がだされています。

図1「設備機器低周波音の予測結果」では80Hz時の予測結果と参照値(心身影響)の値が

ほぼ、同値です。境界上での値とはいえ、通知の内容を考慮すると問題があるのではないのでしょうか?

【022】

また、電磁波や低周波音にかんしては、説明会のたびに再三、不安の声が聞かれました。

にもかかわらず参照値の意味合いを住民に伝えないのは、あまりにも不誠実な対応です。

説明をされなかった理由をお聞かせ下さい。

『動植物』

【023】

どのような保全措置をとるのかは明示されていませんが環境影響評価では「学術上文は希少性の観点から重要とされる種」に対する配慮に重点がおかれると思います。春夏季の調査結果だけでも動物は881種(重要種58種)、植物は561種(重要種32種)が確認されています。これは重要種として扱われない種が動物で823種、植物で529種計1352種もいるということにもなります。これら1352種の生物がどのように扱われるのでしょうか?

開発予定地で重要種が生息できるのは重要とはされない多くの生物と重要種が、多様な生態系を築いているからであり、このことが配慮されなければ、重要種が生存出来なくなるだけでなく、将来的には1352種のなかから新たな絶滅危惧種を生み出してしまふ結果をもたらしかねません。つきましては、1352種に対して、種ごとにそれぞれ、どのような評価をしどのような保護をする、もしくはしないのか?また、事業計画が実施された場合にどのような影響を受けてしまうのか?

回答願います。

【024】

中間報告資料では「動物」「植物」の報告はありましたが「生態系」についてはふれられておりませんでした。開発予定地区は長年、放置されて価値のない森林という意見も一部であるようなのですが調査結果をふまえ、どのように評価をされていますか?

因する影響が生じた際には、個別に状況を把握したうえ、適切に対応させていただきます。

なお、80Hzあたりの高周波側は、低周波音ではない帯域の音(通常の騒音)の影響を受け、低周波音の発生源がない一般環境中でもこの帯域は高くなります(参照値を超えることもしばしばあります。)。今回の予測は、現地で測定した結果を基に予測をしているため、一般環境中の影響を受けて当該帯域が高くなっています。したがって、低周波音による影響はほとんどないものと考えています。

【023】

最終報告書では、事業計画地及びその周辺(外周200m程度)において、動物では哺乳類14種、両生類11種、爬虫類9種、鳥類61種、昆虫類914種、クモ類100種、陸産貝類7種、魚類4種、底生動物7種、植物では565種を確認しました。

事業の実施によって、一部の種の個体や生息・生育環境が消失しますが、開発区域の縮小や開発区域の外縁に森林を残置すること、また重要種の移植など、可能な限り動植物への影響の低減を図っています。

【024】

生態系への影響評価は、生物調査終了後に実施する予定としていたため、自主環境影響評価中間報告書(縦覧資料)には記載していませんでした。

生態系への影響予測を行った結果、事業計画地及びその周辺に生息・生育する動植物の種構成の変化にまで影響が及ぶ可能性は小さいと判断し、食物網が変化するような影響は生じないものと予測しました。したがって、事業の実施による地域の生態系への著しい影響はないものと考えています。

【025】

景観予測に関しては、冬場、木々の落葉時期のことが考慮されていないとの指摘がありました。それに加え「造成工事中の景観」「伊賀市側施設の景観」についての予測も含めて提示をお願いします。

【026】

予測地点が4カ所しか提示されておられません。月ヶ瀬ニュータウン以外の地区(奥田、押原、今山地区をはじめ、村内、伊賀市)には景観への影響がないということでしょうか?影響があるのであれば、調査しその結果を提示願います。

【027】

旧計画以来、何度も住民から施設が出来たら景観がどうなるかわかるよう模型を用意してほしいとの要望がでております。

模型の提示はできないとの回答はありませんでしたので、当然、準備頂けるものと認識しております。いつ提示頂けるのでしょうか?

『気温変化』

【028】

周辺の気温分布に影響を及ぼさない根拠として「樹林地を挟むことで気温が低減されている」とありますが、縦覧参考資料P24の気温分布によると、最も高温となる13時の時点で発電所内においても中心部と発電所内周辺部では温度差があり、周辺部のほうが気温は低減されています。「樹林地を挟むことで気温が低減されている」と簡単に判断はできないのではないのでしょうか?

【029】

下図は縦覧参考資料にある温度分布の結果と・調査実施日的那須烏山地区の気温データを比較したものです。

※表は意見書を参照願います。

詳細については、最終の自主環境影響評価書に記載しています。

環境影響評価報告書(最終版)は、京都府及び南山城村へ提出します。また公開を予定しています。中間報告書と同様に南山城村役場で閲覧できるよう協力を依頼しています。

【025】

ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。追加したポイントの撮影日は平成29年2月16日ですので、落葉時期の状況が良く分かるかと思えます。また、三重県側の施設が見えるカットでは、三重県側の施設も含めてフォトモンタージュを作成しております。

詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書をご覧くださいと思います。

【026】

景観の予測ポイントについては、地域の景観特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、不特定多数の方が利用される場所(駅、学校等の公共施設、展望台など)を中心に選定しています。

ただし、ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。その結果、南山城小学校グラウンドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等景観に著しい違和感を与えることはないものと判断しています。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

【027】

模型を活用し、多くの地点から、どのような景観になるのかを把握されたいという意向だと認識しています。そのためには、開発地より相当広範囲を精緻に再現する必要があり、その目的を達する模型の制作は困難であると考えています。

【028】 【029】

調査の結果、地上付近の気温については、土地の被覆条件が同じであれば、発電所内と緑地帯の外の気温差は1℃程度あることを確認しています。当然、その時の風向や様々な要因で気温分布は変化するものと考えています。

一方で、土地の被覆条件の違い(アスファルト、草地、裸地)による気温差が大きく、ソーラーパネルの有無よりも土地の被覆条件の違いによる要因が大きいものと推察されます。

ご提示されております那須烏山地区の気温データにつきましても、土地の被覆条件等の測定条件が調査地域と全く異なるものと想定されますので、気温は大きく異なるものと思われます。

基本的に、使用するソーラーパネルは反射防止加工がされており、また太陽光の一部を電力に変換するため、白い屋根や建物等と比べると反射光(可視光域だけではなく

気温差①：測定ポイント毎の調査時間内における最高気温と最低気温の気温差  
気温差②：測定時間毎の発電所周辺地点(No. 06～09)の平均気温と気象庁発表の気温データの温度差

その結果

- ・発電所内の気温が最も高温になった時の、発電所周辺地区の測定4地点と気象データの気温を比較すると周辺値の気温が10度も高い。
- ・調査時間帯である12:10～]6:00における各測定ポイントでの最高気温と最低気温の気温差を比較したところ、気象データは3.2度なのに対し発電所周辺地4地点の平均は11.2度と気温変化が非常に激しい。また発電所周辺地と発電所内の温度変化には類似性が見られる。ことが確認できます。

以上の事から、発電所内の温度変化が周辺地域の気温上昇に影響を与えている事が推察できますしかも、発電所で最も気温が上がった13:00～13:10の間の日照時間は、わずか1分だけです。晴れ間が続けばさらに気温影響は大きかったと思われます。

また、調査を実施した那須烏山中山太陽光発電所は敷地面積は4～5haでパネルは15000枚程度との説明でした。計画されている施設の規模はそれより、はるかに巨大でパネルの枚数は20倍以上になります。周辺地域への気温上昇の影響はさらに大きくなると推察しますが貴社の見解を提示願います。

精神的なストレスが原因としても、貴社のメガソーラーが建設されたことによる精神的なストレスで過敏症になった住民が出てきた場合、どのような対応をされますか？

#### 【030】

「事業実施区域周辺の気温分布に著しい影響は及ぼさないという評価結果には十分な根拠がなく、信憑性にかけていると考えます。評価方法を見直し、再度調査を実施願います。

#### 『電磁波』

#### 【031】

中間報告に記載された評価内容は、既存の資料を参照し、その内容を転記されているのが中心で地域特性や実際に使用される機器の特性が軽視されているのではないのでしょうか？

く、全周波数帯の光を含みます。)は少なくなります。一般に、太陽光はまず地面を温め、その温められた地面から放射される熱が大気を温めます。その地面から放射される熱は土地の被覆状況の違い(裸地、アスファルト、草地など)によって異なります。本計画においては、森林であった土地が裸地+ソーラーパネルに変わることによる影響が大きいと想定されるため、土地の被覆状況について言及しています。科学的知見が少ないため定量的な予測ができませんが、太陽光をほとんど反射することなく蓄熱して周辺温度を上昇させる駐車場(アスファルト)などと比べると影響は小さいものと考えています。

具体的な事実をもって、善処します。

#### 【030】

調査の結果、地上付近の気温については、土地の被覆条件が同じであれば、発電所内と緑地帯の外の気温差は1℃程度あることを確認しました。したがって、発電所の外側の気温は、発電所の周囲にある緑地帯を挟むことによって低減されていることが推察されます。本事業においても、事業計画地周辺の既存の森林に加え、事業計画地の外周部に残置森林及び造成森林、造成緑地を配置する計画としていることから、事業計画地周辺の気温分布に著しい影響を及ぼさないものと考えています。

#### 【031】

パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設(665kW×2台)における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は60.59μT(0.2m距離)であり、そこから約35m離れた発電所敷地境界では0.732μT(最大実測値)と大きく減衰していました。この数値は、現在の南山城小学校の周辺における0.810μT(最大実測値)と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。

さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十m～数百m程度の離隔を設ける計画としています。

<p>【032】 計画事業で使用する機器名及びその仕様を明らかにし、各機器ごとに電磁波の測定結果を提示願います。</p> <p>【033】 低周波音については縦覧参考資料P12に予測結果図を示して頂いていますが、同様に電磁波がどのように減衰していくかを確認できる図を発生する電磁波の種類毎に提示下さい。(発電所計画図をもとにパネル、パワーコンディショナー、変電所の設置場所を考慮し試算願います。)</p> <p>【034】 電磁波による健康被害についての見解は国によって異なっているのが現状であり、日本より厳しい基準が設けられている国もあると聞きます。電磁波過敏症に関しても国内では電磁波でなく精神的なストレスが原因といった見解もあります。精神的なストレスが原因としても、貴社のメガソーラーが建設されたことによる精神的ストレス過敏症になった住民が出てきた場合、どのように対応されますか？</p> <p>【035】 電磁波による健康被害について、新たな見解が出され、貴社施設が人体に影響を及ぼすことが判明した場合、施設を撤去し電磁波による被害をうけた住民に対して保証を行って頂けると考えてよいでしょうか？</p> <p>【036】 『光害（反射光）』 反射光は天空方向に反射させるとのことですが、生態系特に鳥類にあたる影響をどう評価されているか説明願います。</p> <p>『交通安全』 【037】 交通量の調査を昨年の6月に実施されており、その結果をふまえ混雑度を算定されていると思いますが、4月の道の駅オープンに伴い交通量にも変化があると考えますので、それを踏まえた調査を実施し、再度、混雑度の試算結果を提示願います。</p> <p>【038】</p>	<p>したがいまして、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。 なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p> <p>【032】 今後、機器選定を行う予定です。しかしながら、出力に大きな相違がないことから電磁波の影響に関しては、大きな相違は発生しないと考えています。</p> <p>【033】 電磁波については、距離に応じてどのように減衰していくか、また複数の発生源からの電磁波を合成するモデルが存在しません。したがいまして、「低周波音」と同じような等高線図をお示しすることはできません。</p> <p>【034】 具体的な事実をもって、善処します。</p> <p>【035】 具体的な事実をもって、善処します。</p> <p>【036】 反射光による生態系への影響については、科学的知見がないため、現時点では予測・評価を行うことができません。反射防止加工がされたパネルを使用するなど、最大限配慮してまいります。</p> <p>【037】 道の駅整備に関する基本計画では、目標利用者数100,000人/年とのことから、約300人/日となります。仮に、道の駅利用者による増加交通量を300台/日（2人/台×往復）とした場合、昼間12時間（7時～19時）における国道163号の現況交通量（5,960台/12h）に対する寄与は5%程度であるため、それに伴う影響は軽微であると考えます。 したがいまして、再調査等を行う考えはありません。</p> <p>【038】</p>
---	---

伊賀は村民が買物、通勤、通院等で日常生活と切り離せない隣接地域です。送電線を国道 163 号沿に新設するということでしたが、その工事で村民の生活にどのような影響があるのかは説明されておりません。工事計画を明らかにし、交通に与える影響を明示願います。

**【039】**

工事用車両の排ガス規制について、どのような基準を適用されるのか提示願います。

**【040】**

渋滞時の一般車両の優先対策を具体的に提示願います。

**【041】**

一般車両と工事関係車両との判断方法はどうか提示願います。

『安全性』

**【042】**

縦覧参考資料 P8,9 に記載された内容は、安全性を実証するために「テルル化カドミウム(CdTe)太陽光発電システムの国内大災害発生時の環境リスク評価」という評価報告書を引用されたものと推察します。

しかし、上記、出典元の評価報告書を確認したところ「地震、津波およびそれにより誘発される大火災に焦点を当て、日本国内で大災害が発生した場合の CdTe 太陽光発電システムの環境リスクを検討した。」と明記されており山くずれや土石流・地すべりなどに関して検討はされておりません。

また、評価報告書では「地震による(り)もたらされる太陽光発電モジュールの環境リスクは」とされている文章を縦覧参考資料では「地震及び山地災害時における環境リスクは」と「山地災害」という表現が意図的に追加されているように思えます。それ以外にも出典元の文書を変更している箇所があり、改竄にあたるのではないのでしょうか？

**【043】**

テルル化カドミウムは安定化合物と説明されていますが、有毒物質ではなく無毒であるということでしょうか?明確にご回答下さい。

無害・無毒でない場合は具体的に、どのような毒性があり人体、環境にどのような影響を及ぼすのか説明願います。

**【044】**

太陽光パネルの安全性についてはカドミウムにばかり焦点があてられていますが、それ以外にも様々な物質がふくまれています。

カドミウム以外に有害物質や環境に影響を与えることが懸念される物質(セレン、アンチモン、ヒ素、亜鉛、硫化カドミウム、水銀、銅等)が含まれてましたら、もれなく提示し、その毒性を明記願います。

歩道又は道路部にて埋設予定であることから、一部区間の交互通行等が発生すると考えます。誘導員の配置等、道路管理者と協議をおこない適切な対応をおこないます。

**【039】**

使用車種規制 (NOX・PM) に適合した車両を使用する予定です。

**【040】**

誘導員の配置や混雑時の通行時間を避ける等、周辺交通へ配慮したいと考えています。施工会社決定後、詳細検討します。

**【041】**

工事車両にネームプレート等掲載する等、明示を考えています。詳細は、施工会社決定後、協議の上、決定します。

**【042】**

誤解を招いてしまい申し訳ありません。  
地震及び山地災害 (山くずれや土石流、地すべりなど) 時における環境リスクについての見解を述べるにあたり、出典元の研究結果を引用させて頂いております。  
最終報告書では、「出典：「テルル化カドミウム～」を基に作成」と記載するようにします。

**【043】**

人体に無害であるか否かは、どの物質においても、摂取量等の前提条件によって異なります。

**【044】**

太陽光パネルには、鉛・銅・鉛等が使用 (含有) されています。これらは、電極等に使用されており、他メーカーの太陽光パネルも同様です。太陽光パネルにおいて、もっとも環境露呈が生じやすい状況として埋め立て処分が考えられます。含有試験・溶出試験の結果、産業廃棄物の埋め立て基準を満たしています。

施設内の採用する機器は、現在未定です。



同様にパワーコンディショナーをはじめ施設内に設置される機器、設備についても説明願います。

【045】

中間報告に記載された評価内容は、既存の資料を参照し、その内容を転記されているのが中心で地域特性や実際に使用される機器の特性を考慮するよう、評価方法を見直し再度調査を実施願います。

『環境影響評価のすすめ方につて』

【046】

説明会配布資料のP16, 17に自主環境影響評価の評価項目が記載されておりますが、配慮事項として選定されていない項目が多々あります。各項目について配慮事項としなかった理由を明示下さい。

【047】

下記内容は配慮され環境影響評価の対象とされるべきと考えます。配慮事項として追加願います。

- ・パネルの反射光、温度上昇、低周波音、電磁波等が動植物、生態系に与える影響
- ・開発予定地区は村民に散歩コースやパードウォッチングの場として利用されるだけでなく定期的に探鳥会や植物観察会で村外から訪問者がある事が住民から指摘されている点(人と自然との触れ合いの活動の場)
- ・工事中の眺望景観に係る環境影響
- ・施設建設工事及び事業終了に伴う工事等で発生する廃棄物に係る環境影響(特に20年後には大量の廃棄物が発生することが明白)
- ・お茶の生産地である村の歴史的、文化的景観に係る環境影響  
(日本遺産の第1号に認定、また宇治茶の世界文化遺産登録を目指しています)
- ・開発予定地区に重要な地形、地質があるのか

【048】

環境影響評価を実施するにあたり、助言を受けている専門家の情報を明示願います。

【049】

環境影響評価は個別の場所ではなく、不特定多数の人が利用する所の評価を行うということでした。  
この基準でいくと各住民の生活空間に与える影響(各個人の家からの景観など)は一切考慮しないのが原則ということになります。

【045】

地域の特性を考慮しておりますので、再評価をする予定はありません。

【046】 【047】

自主環境影響評価項目は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」(平成11年4月、京都府告示第276号)に示された環境要素のうち、本事業の特性、事業計画地及びその周辺の自然的、社会的状況を勘案して選定しております。自主環境影響評価項目として選定した理由及び選定しなかった理由は、環境影響評価中間報告書及び最終報告書に記載しています。

なお、技術指針に示された環境要素以外の項目として、気温変化、電磁波、光害(反射光)、交通安全、安全性(CdTe太陽光発電システムの環境リスク)についても選定しており、自主でありながら、通常の環境影響評価以上の項目について、予測評価を行っております。

- ・パネルの反射光、温度上昇、低周波音、電磁波等が動植物、生態系に与える影響については、知見がないため、予測の対象とはしていません。
- ・事業計画地の周囲は、既存の森林に加え、残置森林及び造成森林、造成緑地を配置する計画としていることから、事業計画地周囲を散策される方からパネル等は視認できないものと考えます。そのため、人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は小さいものと考えます。
- ・工事中の眺望景観については、どの段階での予測が適切かという問題があると考えます。本報告書では、最も景観に影響を及ぼすと考えられる時期として供用後について予測評価を行っております。
- ・工事中の廃棄物については、自主環境影響評価項目として選定しておりませんが、適正に処理する計画としております。
- ・景観については、事業計画地及びその周辺の自然的、社会的状況を踏まえた上で予測評価を行っております。

【048】

非公開とさせていただきます。

【049】

景観の予測ポイントについては、地域の景観特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、不特定多数の方が利用される場所(駅、学校等の公共施設、展望台など)を中心に選定しています。

ただし、ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。その結果、南山城小学校グ

村内で生活していない事業者はそれでいいのかもしれませんが周辺地区で生活を営んでいる住民にとっては、それでは意味がありません。  
これまで、何度も住民の意見を聞かれているにもかかわらず、住民の懸念、不安等を全く理解されていないのでしょうか？

【050】

村議会で南山城村長は「既に自然は破壊されている」と発言をされたと聞いており、開発予定地にこれほどの多くの生物が生きているとの結果に驚かされてしまいました。「対象地域にはイノシシやシカはいない」との発言もされたと聞いております。中間報告にはイノシシ、ニホンジカとありますが、調査結果は間違いはないのでしょうか？

【051】

春・夏季の動植物の調査を実施時、開発予定地区には既に、物資運搬用と思われるモノレールが設置、使用され、また予定地のすぐ隣には他社の太陽光発電施設の造成・設置工事が行われていたと思います。この時期は通常よりも人の出入りが多いことが、周辺住民にも容易に認識出来ました。気配に、より敏感な動物には相当な警戒心を与えたと思われます。このような状況での調査で正確なデータが収集できるものなのでしょうか？

【052】

京都府の定める環境影響評価項目に従い調査を実施されているということですが、京都府環境影響評価条例においては事業者の作成する配慮書、方法書、準備書に対して住民の意見、またそれをふまえた行政が意見を出すといった手続きを経ることに意義があると考えます。中間報告の内容を見ると不信を感じる点もあります。自主環境影響評価とはいえ、住民の意見を全く考慮しない方法では本来の環境影響評価の趣旨から外れてしまうのではないのでしょうか？

〈林地開発の手続きについて〉

【053】

旧計画の説明会において貴社  
・2週間を目処にパネルの安全性、生態系への影響に関する説明資料を住民に配布する  
・1ヶ月を目処に再度、説明会を実施するという約束を、完全に無視されました。  
昨年1月の説明会から5月に廃止届けを出されるまでの間に住民に状況を伝える方法はあったはずですが。  
(期間中、関係自治区の役員等に訪問されているという話も聞かれました)  
このような基本的な約束も守らない姿勢には不信を持たざる得ません。住民との約束をどう考えているかお答え下さい。

【054】

旧計画の説明会で回答できなかった質問、課題について  
貴社がもれなく整理し資料を提示するとの約束も未だ果たされておりません。

ランドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等景観に著しい違和感を与えることはないものと判断しています。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

【050】

調査範囲内でシカ、イノシシは確認（フィールドサイン、目撃）していますが、その確認状況から当該地域での生息数はあまり多くないものと推測されます。

【051】

現地の状況から、調査結果に影響を及ぼすようなことはなかったと考えています。

【052】

本環境影響評価は、条例に基づく手続きではありませんが、説明会でのご意見や本意見書等を踏まえるとともに、京都府の指導も受けながら実施しております。

【053】

平成28年1月の全体説明会以降、住民の方々のご意見を受け、開発計画見直しや自主環境アセスメントを開始する等おこない、平成28年夏には各地区への説明会を開催してきました。南山城村全体の方々への説明会を開催できる状況になるまで1年を要しましたが、住民の方々とお話を重ねてきたことご理解いただけると幸いです。

【054】

旧計画と今回の計画では様々な点で相違があります。現計画に対しては説明会や質問回答会等を通じ対応してきておりますこと、ご理解願います。  
また、今回、意見書として質疑を頂戴しているものは見解書にて回答します。

前回までに出た課題が整理されず、貴社が放置されているので住民は毎回、同じ質問をしなければならず説明会がいつも時間切れになり議論が深まらない原因になっています。つきましては、保留されている質問、要望と貴社の回答を整理して見解書にもれなく記載願います。

**【055】**

旧計画に対しては、南山城村議会から意見書が提出されたと聞いております。事実であれば意見書の内容とそれに対する貴社の見解を提示下さい。

**【056】**

新計画の事業計画書の申請は平成 28 年 5 月 26 日になっていますが、縦覧が始まったのは平成 29 年 1 月 13 日です。縦覧までに半年以上もかかった理由を説明願います。(不完全な事業計画書でも平成 28 年 6 月にまでに申請することで、京都府の条例改正があっても、環境影響評価の対象から逃れられるとの判断でしょうか?)

**【057】**

月ヶ瀬ニュータウンは林地開発に係る地域に含まれていますが、縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれがある範囲」で貴社が示した範囲には、なぜ月ヶ瀬ニュータウンは含まれていないのでしょうか。

**【058】**

縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれがある範囲」では交通量の増加・濁水・雨水流出、騒音、粉塵に関しては影響範囲が記されておりますが、縦覧参考資料 P1 で生活環境に影響が生じるおそれの種類として定義されている景観や低周波音については記載されておらず、矛盾があります。景観の影響は「本計画に関する地域住民等の範囲」としている 4 地区」以外の地区にも及びます。それを明記したものを京都府に提出しなければ、「本計画に関する地域住民等の範囲」とする地区を設定する際に、京都府は正しい判断ができないのではないのでしょうか?

**【059】**

村には、渇水時、生活環境に影響が生じるおそれがあるとする川から取水し水道水として利用するための施設があると聞きました。その水を利用する地区が、「本計画に関する地域住民等の範囲」に含まれていないのは不適切と考えます貴社はこのことを把握していると思いますが京都府に対しては、その事を報告されておりますでしょうか。

**【060】**

開発予定区域には公共施設が隣接しており生活環境に影響が生じるおそれがあるとする二つの川の間に立地しています。村には小学校や保育園は一つしかなく村内の子供

**【055】**

私どもには、意見者を特定できない体裁になった意見書が手元に届くことから、南山城村議会のものを正確に特定することはできません。また、人物の特定を避けることが意見書の趣旨である以上、特定したコメントはできないことご理解願います。

南山城村議員団の皆様には、弊社の北九州にある太陽光発電所に視察にきていただける機会があり、より一層のご理解を深めていただけました。

**【056】**

縦覧手続開始前に、各地区と説明会等をすべきと判断した結果です。

**【057】**

条例に定める関係地区の特定は、京都府のご指導の下、設定しています。縦覧資料に記載された具体的な影響の範囲ではないため、図記載の影響範囲には含まれて射ません。

**【059】**

参考資料では、景観等について、検証の結果、「生活環境に影響が生じるおそれの範囲」に定めるものではないと判断した理由を記載しています。そして、本資料は、京都府へご説明した上で、所定の手続きが進められています。

**【059】**

条例に定める関係地区の特定は、京都府と協議の上、設定しています。

**【060】**

条例に定める関係地区の特定は、京都府のご指導の下、設定しています。私どもは、地元自治体である南山城村と協定を交わすことを考えています。

は多くの時間をそこで過ごさざるをえません。この状況をふまえると協定締結の対象は4地区だけでなく村内の全地区を対象とすべきと考えます。

貴社は京都府に対して林地開発に係る地域から月ヶ瀬ニュータウンを外す交渉ではなく、村全体を含めるべきという交渉をなぜ行わないのでしょうか？

(行政の見解等の説明は不要ですので貴社の方針を提示下さい)

**【061】**

縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれの範囲」において、「濁水の発生、雨水流出量の増加」の範囲として殿田川、中谷川にマーキングされますが合流先の木津川と接する地点で急に影響範囲外となっている根拠を明示願います。(かりに濁水が発生した場合、木津川に合流する直前で必ず解消されるのですか)

**【062】**

京都府の木津浄水場は木津川を水源にしております。

もし濁水が流れる可能性があるのであれば、どのような対策を検討されていますか？

また木津川市には事業計画について説明はされておりますでしょうか？

(さらに木津川は淀川に合流し、その水は大阪の水源となります)

(事業者について)

**【063】**

「FirstSolar 社(米国)」「FirstSolarJapan 合同会社」「FSJapanProject6 合同会社」(以降順にそれぞれ「FS 社」「FSJ 社」「FSJ6 社」と表記する場合があります)

それぞれの会社基本情報(従業員数、資本金、取引銀行など)を明示願います。

また、3社間の資本関係、人的関係また当事業を実施する上でのそれぞれの役割について説明願います。

**【064】**

同様に説明会に出席されていた「株式会社CEサポート」「株式会社テラプロデュース」2社の基本情報(所在地、従業員数資本金、取引銀行、設立年月日など)会社としての事業実績、担当される業務、役割や関係を明示願います。

**【065】**

ISO14001を取得しているのは「FS 社」でしょうか？

14001(環境マネジメントシステム)は、企業の活動により生じる環境への影響を改善していくための仕組みを構築するのが目的で、その対象には自然環境だけでなく地域住民も含まれていたと思います。太陽光発電所建設のために森林を取り壊し、生態系、

**【061】**

影響範囲の特定に関しては、行政のご確認をいただいています。

**【062】**

土砂による汚濁については、必要な規模の沈砂池を設けて対処いたします。

**【063】**

ファーストソーラー(子会社及びその関連会社含む)との関係・役割は以下のとおりです。

ファーストソーラー(米国)は、ファーストソーラー・ジャパン及びFS Japan Project 6 合同会社に対し、人・技術・資金等を支援します。

ファーストソーラー・ジャパンが中心となり事業開発をおこないます。発電所の建設段階ではEPC(工事会社)のマネージメント、運営段階では運営管理を、ファーストソーラー・ジャパンが責任をもっておこないます。

また、FS Japan Project 6 合同会社では、代表社員であるファーストソーラー・ジャパンの代表者が職務執行者を務め機関決定をおこないます。

ファーストソーラーの時価総額は約40億ドル、従業員約5400名です。ファーストソーラー・ジャパンの資本金1円、FS Japan Project6GKの資本金は1000万円です。損他の情報は非開示です。

**【064】**

開示していません。

**【065】**

私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。

本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。

周辺住民の生活環境に影響を与えることは貴社の環境方針と矛盾しないのでしょうか？  
どのような環境方針を設定しており、この事業をどう評価しているのかお示し願います。

【066】

説明会は「FSJ社」の方が仕切られておりましたが、説明会に参加された中で「FSJ6社」に所属されているのは、どの担当の方だったのでしょうか？

【067】

合同会社は定款で定めた条件、総社員の同意、社員が欠けた場合に解散するとあります。

特定目的会社の「FSJ6社」に所属されている社員は少ないのではないのでしょうか？  
また、定款で「存続期間」や「解散の事由」を定めているならその内容を提示下さい。比較的簡単に解散でき、倒産の恐れもある。しかも、全社員が出資額を限度とした有限責任を負う会社形態である点に住民は不安を感じていると考えます。住民のこのような不安を解消する方法を提案下さい。

【068】

災害や事故などのリスクは保険で対応すると聞いておりますが、加入される保険が保証するリスク内容を明示願います。

【069】

旧計画から今回提出された意見書に至るまでに、様々な懸念事項やリスクについて指摘されていると思いますが、その中で保険で対応出来ないものがありましたら提示して頂き、その事象が発生した場合のリスク対応策を明示願います。

【070】

事業途中での施設転売の可能性を否定されませんでした。  
住民に対して説明された内容、自治会、地権者、自治体と締結した協定や契約、合意事項が転売された後も、引き続き保証、遵守される仕組み、方法を事業主は提示する必要がありますと考えます。貴社が明言されていることなので、これは根拠のない心配事ではありません。つきましては具体的にどのような仕組みを設けられるのか説明願います。（「誠意を持って」、「真摯に対応」のような精神論は、これまでも守られていないので不要です。  
あくまでも具体策を示して下さい）

【071】

【066】

First Solar Japan で執り行っています。

【067】

合同会社の社員は出資者であり、出資者と会社経営者が同一となります。株式会社とは異なる点です。FSJ6社の社員は、ファーストソーラージャパンです。定款等情報の公開はしていません。

ご指摘の有限責任である点は、株式会社も同様です。会社形態としては、有限責任であることの方が一般的だと考えます。私どもの会社が特別であるということではありませんので、ご安心願います。

【068】

災害や事故リスクに備え、保険に加入します。  
震災、落雷、水災、地震等の自然災害も保険の対象となります。  
主に、発電設備等の財物やキャッシュフローをカバーするものと、第三者賠償（身体の障害や財物に損壊）をカバーする保険です。保険情報の詳細は開示していません。

【069】

災害や事故等、通常予見されるものは保険でカバーされています。  
また、保険の付保内容については、リスクマネジメント評価機関より保険を含めたリスク評価を受け、適切なリスクマネジメントとなっていることを確認します。そして、自然災害（風災（台風、竜巻、暴風雨等）、落雷、水災（洪水、高潮、土砂崩れ等）、雪災（豪雪、雪崩等）、地震、噴火、津波等）のリスクに応じた保険等対応を行います。

【070】

説明会では、「絶対に転売する可能性がないのか」というご質問でした。何事においても絶対はありませんので、絶対とはいえないと回答した次第です。  
私どもの合併、本施設の譲渡その他の理由により、協定書の権利義務を第三者に承継する必要が生じたときは、本協定書の権利義務を、その承継を必要とする者に承継します。その旨を南山城村との協定で約定することを考えています。

質疑応答の際、旧計画でデベロッパーを担当していた会社に反社会的勢力との関わりがあったとの指摘がありました。この問題は企業の社会的責任という点においても軽視されてはならないものです。最近では京都府立医大の虚偽診断疑惑が報道され、京都府民にとっては関心を持たざるえないものです。  
この件について以下の質問に回答願います。

【071-1】

本来であれば、事業主側がすすんで報告すべき問題と考えますが説明会では参加者から指摘があるまで、言及されなかった理由をお教え下さい。

【071-2】

指摘された会社との関係は解消したし事業主はあくまで「FSJ6」であり「FSJ」には説明責任はないとの認識だったのでしょうか?今後問題が発生しても都合の悪い事は全て隠蔽されるのではないのでしょうか?

【071-3】

新計画ではデベロッパー担当の会社は参画されていないようですが南山城村・伊賀市太陽光発電事業は計画当初から終了まで貴社が主体となって行われる事業という認識でよろしいのでしょうか?

【071-4】

報道の全てが事実に即しているわけではないとの見解をしめされました。貴社は事業主として当然、事実確認を行い、住民に経緯を説明する義務があると考えます。どのような報道がなされたのか、またその中で「事実と認められる内容」と「事実に即していないと考えられる内容」を明確化して下さい。

【072】

金融機関からの融資を受けるため特定目的会社(SPC)として「FSJ6社」を設立したとの説明でした。多くの周辺住民が反対の意志を示している点また懸念理由を、リスク分析を行う際の情報として金融機関に伝えて頂きますようお願い致します。  
(貴社の融資先の中には過去、数度にわたり反社会的勢力との関係がマスコミに報道された金融機関も含まれており、この種の問題は重要な判断要素であると考えます。)

〈造成計画について〉

【073】

南山城村は昭和28年の大水害で多くの犠牲者を出してしまった経験があり、村からは今後高い確率で大雨、洪水による土砂災害の発生が予想されると注意が出されております。  
そのような中、住宅、農地、小学校、保育園、国道、河川に隣接し村民の生活に深くかかわる地域において、貴重な生態系をわざわざ取り壊し、地形を変え、災害の発生

【071-1】

旧計画での業務委託先の変更、体制の変更等は、地区長又は説明会等において報告しています。

【071-2】

「FSJ6」及び「FSJ」が、関係を解消した旨を説明しています。

【071-3】

ご認識のとおりです。

【071-4】

説明会では、某報道社の記事等に全般に対しコメントしていますが、具体的なコメントは控えさせていただきます。

【072】

金融機関へは適切に情報開示を行います。

【073】

本造成計画は、砂防法及び林地開発許可等の技術基準に基づくと共に、更に宅地造成マニュアルを準用し設計しており、各法・許認可が求める技術基準に基づいて設計しています。

特に西工区の谷盛土部分は、技術水準以上の地下防災設備を設置することで、更なる防災上の安定性を追及しています。具体的には、布団籠堰堤の設置数や暗渠管の排水能力、仮設沈砂池の容量において技術水準以上のものを設置しています。擁壁等は、構造計算や地盤調査に基づき必要に応じて地盤改良工法等を用い、構造物の安定化を図ります。

防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法(河川協議)は南山城村と協議を行い、それぞれ

を助長する恐れのある開発をなぜ行うのか理解に苦しみます。この点に関して貴社のお考えをお聞かせ下さい。

【074】

「FS社」が世界各地で展開されているプロジェクトの紹介がありました。しかし、他国で建設されているメガソーラーは、広大な平地に建設されており周辺には住宅街は見当たりませんでした。世界で展開されているプロジェクトと今回計画しているメガソーラー事業では立地条件が全くこととなりますが、「FS社」は事業の妥当性、安全性、倫理性といった面からどのような見解を持たれているか、ご確認頂き、お答え願います。

【075】

貴社の施設に限らずメガソーラーの建設事例の多い欧米諸国に設置された施設のうち、住宅地周辺の山の木々を伐採し、地形を変えて建設されている施設の数はいくらありますか？また、メガソーラー施設全体の何%くらいを占めておりますか？

【076】

「FS社」は、世界各地で事業を展開されており、各国の事情にも詳しいと思います。保育園や小学校をはじめ住民が日常生活をおくっている区域から200～300Mしかはなれていない場所に大規模な太陽光発電所を建設することは、欧米諸国でも日常的に行われているのですか？  
発電所を建設するにあたり、各国で規制を設けているのか提示願います。

【077】

造成工事により、開発予定地区の地形は大きく変えられてしましますが、工事前後で風の流れや強さがどのように変化すると予測されておりますでしょうか？  
耐風設計の方針も含め、資料をご提示下さい。

【078】

れの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。

【074】

私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。

本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。

ファースト・ソーラーが日本で建設した発電所のうち、7カ所は同様の環境で、地域社会に近接しています。特に北九州にある発電所は北九州市の市街地にあり周囲には、住宅、行政施設、学校、工場等が近接しています。

【075】

私どもは、ご質問に対する適切なデータを持ち合わせておりませんので、ご回答いたしかねます。

【076】

発電所建設の規制は、世界各国で異なります。日本では生活区域と近接している場所での発電所の設置実績があります。本件に関しては日本国での法令・規制等に適合し、すすめられています。

【077】

造成工事に伴い、局所的に風の流れが変化する場所はあるかと推測しますが、事業計画地の外周部に残置森林及び造成森林、造成緑地を配置することから、その影響は一時的であると考えられ、周辺に影響を及ぼすおそれはほとんどないものと考えています。

したがって、風況については、自主環境影響評価項目として選定していません。

太陽光パネルは、構造計算等に基づき必要強度を確保します。フレームと架台をボルトで固定する予定です。（シリーズ6モジュールの場合）

発電設備の設計や安全性については、監督官庁である経済産業省と協議をおこない、その妥当性が審査され、確認されます。

【078】

前計画について、調整池等含め防災機能をより一層向上するよう多くのご意見を頂戴し、要望に沿うよう土地利用計画全体を再検討した結果です。

造成計画については、当初、調整池による雨水対策が計画されていたのが、旧計画申請時にはオンサイト方式に代わりました。

当計画ではまた調整池による対応に戻っておりますが、このように計画が変更されてきた経緯、理由について説明下さい。

**【079】**

安全性向上のためとの理由で砂子田川及びその谷を埋める計画に変わりました。しかし、伊賀市側の開発面積をおさえた(アセス逃れのため?)ことによりパネル設置面積を増やす必要があったことが本当の理由ではないでしょうか?

また旧計画は、これまで安全と説明されてきましたが、もし旧計画で開発許可がおり工事が行われていたら腹付け盛土に水が染込んで崩壊するリスクがあったということでしょうか?

〈環境への影響〉

**【080】**

「環境のためといつつ、なぜ森林を破壊するのか」というシンプルな住民の疑問に、なぜ明確で簡潔な回答がなされないのでしょうか?

改めてこの疑問に回答願います。

**【081】**

旧計画の説明会で「太陽光発電は環境にやさしいと教わったのに、その発電所を建設するために森林が伐採され山が削られ生態系が破壊されるのを目の当たりにする子供どう説明をしたらいいのか教えて欲しい」

という質問がありました。いまだに回答頂いておりません。重要な問いかけと考えますので貴社の見解を提示願います。

**【082】**

「FS社」は世界各国で事業を展開されており、各国の状況にも詳しいと思います。ドイツでは太陽光発電事業が周辺自然環境に与える影響に対する規制は厳しく、施設建設のため森林等の伐採を行えば、その6倍の植林を行わなければいけないと聞いたことがあります。このような制度がもうけられている意図をどのように考えられますか?

世界的な基準で見た場合、業界をリードする企業が発電所建設のため、森林を取り壊すことは奇異なものに見えるのではないのでしょうか?

**【079】**

三重サイトに起因するとのご指摘は正しくありません。旧計画においても、行政の技術基準等を満たし安全なものとなると考えていますが、より一層の安全確保を目指しました。計画の見直しについては、ご指摘の箇所だけでなく景観への影響等、総合的に評価し、現計画を作成しています。

**【080】**

私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。

本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。

**【081】**

わたしたちの暮らしには、多くのエネルギーが必要です。日本では、福島原発事故を契機に、多くの人々がエネルギーについて関心を持ち、考え、行動する機会を得ました。それは、教育の現場にも活かされ、エネルギーという観点での環境教育がすすめられています。

私どもは、環境への影響の低減を図りながら、太陽光発電所を整備することを通じて、社会へ貢献すると考えています。一方、開発してまで太陽光発電所を建設すべきではない、環境教育に悪いのご意見もあります。日々、地球規模で環境問題は深刻化しており、何らかの方法でエネルギーが抱える問題を解決をする必要があります。

南山城小学校の教育という視点では、地球環境とエネルギー、自然と経済活動、地方の現状と暮らし、将来等、様々な視点、自由な発想で、当計画を一例として考えていただければと思います。考えることは、行動の第一歩です。子どもたちに、すばらしい未来を残したいというお気持ちは皆一緒だと思います。

**【082】**

経済活動（開発）と環境とのバランスをどのようにハンドリングするのか。その歴史や議論の経緯の中で規制や条件等定められていると思われます。

日本でも、開発用途や規模においては、自然環境影響評価の実施を条例で定め、環境影響の低減を図っています。

本計画では、自主環境影響評価によって、環境影響の低減を図っています。

**【083】**

除草は、除草剤を使用せず、人力を予定しています。地表面は、裸地（ウッドチップ含む）や緑地となります。日常的なパネルの全面洗浄を実施することは考えていません。



【083】

除草剤、農薬は使用されないと伺いました。  
その場合、地表面はどのような状態になりますか、また雑草対策の方法を明示下さい。パネルの洗浄や汚れ防止のために、洗剤・ワックスを使用する予定はありませんでしょうか？

【084】

施設の周辺に隣接している田畑、河川に影響の恐れを懸念しておりますので、上記以外に使用する薬剤等ありましたら、もれなく列挙願います。

【085】

事業を通じて環境に貢献していきたいと伺っておりますが、説明会では多くの住民が森林伐採を伴う大規模な造成工事による、生態系への悪影響、景観の悪化、安全性の問題等に不安を感じており生活環境の悪化につながることに懸念をされています。周辺住民の生活環境は貴社の考える環境には含まれないのでしょうか？また、開発により伐採される木々や植物は二酸化炭素を酸素に変えるだけでなく雨水を保水し、秋に落とす葉は養分となり土を肥やすことで、豊かな生態系を築く礎になっています。里山に生息する動植物が長い年月をかけ作り出してきた生態環境というものは貴社の考える環境には含まれないのでしょうか？  
貴社の考える環境とは何か説明願います。

〈防災〉

【086】

旧計画の説明会において感電の問題について指摘がありましたが、「認識はないので持ち帰り調査する」との回答でした。  
その後この件については一切、回答がありません。消防庁の資料によると太陽光発電システム火災では初期から残火確認等に至るまで感電事故の可能性があり、浸水により発火した事例も報告されています。  
台風等の災害の後には、太陽光パネルの感電に関して経済産業省だけでなく太陽光発電協会(JPEA)から注意喚起がだされ、マスコミでも取り上げられております。  
JPEAの会員である貴社が、なぜ協会の出している注意喚起を認識されていないのでしょうか？  
また海外では消防士が感電死亡した事例もあるようですが、このような情報は「FS社」と共有されていないのでしょうか？

【084】

維持管理を通じて、周辺田畑や河川に影響が生じるような、大量の薬剤等使用する予定はありません。

【085】

私どもは、事業活動を行う地域社会への取り組みとして、開発の初期段階より近隣地区と数多くの会合や説明会等をおこなってきました。そして、地域の懸念を調整し、開発計画の見直し防災機能の更なる向上を図り、自主環境影響評価の実施により、周辺生活や環境への影響を評価し、影響の低減を図り事業を進めてきました。  
これらの取組を通じて、今山・奥田・押原地区より本事業にご理解いただき、協定を交わしています。その上で、広く南山城村村民に対し事業説明会等を開催し、より多くの方のご理解を得るべくすすめてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけたらと考えています。

生態系への影響評価は生物調査終了後に実施する予定としていたため、縦覧資料(自主環境影響評価中間報告書)には記載していませんでしたが、自主環境影響評価報告書には記載しています。

生態系への影響予測を行った結果、事業計画地及びその周辺に生息・生育する動植物の種構成の変化にまで影響が及ぶ可能性は小さいと判断し、食物網が変化するような影響は生じないものと予測しました。したがって、事業の実施による地域の生態系への著しい影響はないものと考えています。

【086】

経済産業省の注意喚起とは、「水没した太陽電池発電設備による感電防止について(のお願い(周知))」を指しているのかと思います。そこでは、「台風18号等の影響により栃木県、茨城県、宮城県で浸水が発生しています。太陽電池発電設備は、浸水・破損をした場合であっても光があたれば発電をする事が可能です。このため、破損箇所等に触れた場合、感電をするおそれがあります。復旧作業中の感電を防ぐため、下記の作業上の注意点を関係自治体、関係団体へ周知しました。」との記載がなされています。

本計画では、周辺河川より12m以上高所に発電設備(太陽光パネル)が設置される計画であり、周辺河川の洪水、氾濫等の影響を容易に受ける環境にありません。よって、ご指摘のような状況が容易に起こりうるものではないと考えています。  
いずれにしろ、事故等発生したときは、事態の收拾を図り、適切な措置を講じます。  
本発電所は、特別高圧発電所であり専任の電気主任技術者の指揮下において必要な措置を講じますので、ご安心ください。

【087】

消防に関しては、発電所建設に際し消防届を提出し、協議をおこないます。

【087】

建設予定地は過去に大きな水害も経験しており、災害が発生することは、想定しておく必要があると考えます。

地元自治会や消防団にたいして災害時の危険性や対応方法について合意はおろか説明もされていないというのは周辺住民への配慮に欠けていると思われま

す。災害時の太陽光パネルの取り扱いについて、旧計画の説明会で指摘されたあと自治会、消防団に対してパネルの取り扱いについての説明はなされたのでしょうか？

【088】

カドミウムにばかり焦点が当てられてしましますが火災が起きた場合、発電施設から発生する煙に含まれる可能性のある有害物質がありましたらもれなく明示して下さい。

【089】

過去の気象データを調べたところ 2015 年だけでも 9 回 500mm を越す雨量が日本で観測されており、1 位は三重県の 679mm となっております。ここ数年は局地的な豪雨が多発する傾向にあり、今後さらに増加する傾向にあるという予想も耳にします。

説明会では 28 年災害時の雨量にも対応できるということですが、対応可能な想定雨量を明示下さい。また、想定を超えた場合は、どのようなリスクが発生するのかご説明願います。

【090】

伊賀市では 1854 年に「伊賀上野地震」が発生したとの記録があります。

マグニチュードは 7 で上野付近だけで死者は 625 名とあります。

またこの地震は本震のあと規模の大きい余震が 1 ヶ月弱続いたとあります。

同レベルの地震(本震・余震)を想定した設計がされておりますでしょうか？

また、地震により雨水が溜まった状態の調整池が決壊した場合は、どのような被害を想定されておりますでしょうか？

【091】

局地的な豪雨は昨今「ゲリラ豪雨」と呼ばれマスコミ等でもよく取り上げられておりますが廃熱の増加、アスファルトに覆われた地面が日射により暖められた結果上昇気流が発生することが原因との指摘があります(ヒートアイランド)。太陽光パネルは夏場、高温になると 70 度以上になり、その温度上昇が発電効率の低下につながるため、いかに発熱をおさえるかがパネル業者の課題になるとも聞いております。パネルが 30 万枚も敷き詰められた場合、ヒートアイランドと同じような現象をおこし周辺気温上昇やゲリラ豪雨をもたらす可能性はないのでしょうか？

周辺地区とは、発電所と連絡体制等を構築します。また、そのことは協定に記しています。

地域消防団との連携は、消防署が主体となり実施するものだと考えています。その中で、私どもは適切な対応を行います。

【088】

太陽光パネルには、鉛・銅・鉛等が使用(含有)されています。

【089】

24 時間降雨 500mm 及び 3 時間降雨 100mm/h の雨量に対応しています。限界を超えた分は、法面の排水設備より下流へ流出します。

【090】

耐震に関しては、擁壁等の構造計算、架台の構造計算等に含まれています。その基準は、砂防法等や電気事業法等関係法令の定めるところになります。

なお、事業計画地付近の活断層として木津川断層帯(伊賀断層、音羽断層、島ヶ原断層で構成)があり、過去の最新活動状況はご指摘の 1854 年の伊賀上野地震となっております(地震調査研究推進本部)。木津川断層帯の将来の活動については、今後 30 年以内、50 年以内、100 年以内、300 年以内のいずれも、地震発生確率は「ほぼ 0%」となっております。

本計画における調整池は、掘込式のため、決壊することは現実的ではありません。

【091】

ブルックヘブン国立研究所とコロンビア大学の生活サイクル分析センターの調査(Fthenakis, Yu 共著:大規模太陽光発電所におけるヒートアイランド効果の可能性についての分析)によると、平均的に太陽光アレイ上の空気温度は 1.9℃上昇するだけで、アレイの上空 5~18m でバックグラウンド条件に戻り、強い上昇気流発生の可能性は考えられないとしています。

【092】

本事業終了時は、発電設備を撤去します。(改変した地形は、そのままです。)撤去・植林計画の詳細は、撤去時期に関係者と協議の上、決定します。その費用は、事業計画に適切に見込んでいます。

もし、ないとの見解をお持ちでしたら、その根拠を提示願います。

〈事業終了後の対応〉

【092】

売電事業終了後どうなるのか、事後措置について住民から何度も説明を求められておりますが未だに、明確な方針が示されておられません。  
現時点で想定されている基本方針、作業工程、作業期間等についてまず説明願います。

【093】

旧計画時に「一時的に自然を破壊するが施設撤去後は元の山に戻す、後地には植林をし数年で緑にもどるだろう」と発言されましたが、開発で破壊された生態系が数年で復元されるという説の根拠をお示し願えますでしょうか？

【094】

事業終了後は開発地域全体が植林されて地権者に返還されることは全地権者が合意し、その内容は契約書の中に含まれているものとの認識でよいのでしょうか？

【095】

売電事業終了後、造成された土地を植林し森林に戻すことは貴社の思い、誠意だけで実現できるものではありません。地権者の合意が必要と考えます。それを実現するため、具体的にどのような仕組みを構築するのか、住民が納得できる方法を提案願います。

【096】

造成工事後は現状よりも安全になると主張されておりますが、事業終了後もその安全性は維持されるのでしょうか？  
また 30 年後 50 年後といった長い視点で比較した場合、現状を維持するよりも造成工事をしたほうが開発予定地の安全性は高いといえるのでしょうか？

【097】

一度、造成工事が行われた土地は定期的にメンテナンスされなければ安全性が維持されず災害を引き起こす原因になる恐れはないのでしょうか？  
その場合、その維持管理のための費用はどれくらいかかると、また誰が負うこととなりますか？  
もし地権者ならば、そのことについて合意はとれていますか？

【098】

私どもは、南山城村へ事業計画を提出すること、南山城村と協定を締結すること、協定に撤去を約定すること等を考えています。これらにより、皆様方がご安心いただけるようにしたいと考えています。

事業者は、地権者に対し撤去義務を有しています。また、敷金等により保全措置が図られています。

【093】

数年とは、生態系を意図したものではありません。植林した木々のある一定の成長を意図しています。

【094】

契約内容は、守秘義務がありお答えできません。

【095】

一定の了解を得ています。植林計画の詳細は、別途協議します。

【096】

全国で整備された大規模ニュータウンや工業団地等が、開発から数十年を経過している中、現在も高い安全性が確保されています。

【097】

太陽光発電所ですので、当然ながらメンテナンスを行います。それは、電気設備だけでなく、草刈や排水設備の維持管理も含まれます。  
費用に関しては非公表につきご提示できませんが、売電による収入から捻出いたします。

【098】

拡張する道路や河川の取扱いは、南山城村と協議の上、決定します。

【099】

解散する場合は、財産処分や債権債務の整理等手続きをおこなうことになると考えます。

拡張・新設された 6m 幅道路や、砂子田川を埋め、付け替えられた水路の管理責任は最終的に誰が負わなければいけないのですか？

事業終了後、村が永久に維持管理費を負担し続けなければならない事はないですか？  
また、年間の維持費はいくらになるのか試算結果を提示願います。

【099】

「FSJ6 社」は特定目的会社のため事業終了後、最終的に解散されると考えますが、解散のタイミングは具体的に何をもって決定されるのでしょうか？

【100】

解散後に貴社起因による災害等が発生した場合、その責任は誰が負うとの認識ですか？  
「FSJ 社」ですか地権者ですか、責任の所在を明確化願います。

【101】

ファーストソーラー製パネルのリサイクル費用は前払い方式をとられていたと思うのですが、最近の資料では「利用時払いシステム」と記載されておりました。  
具体的にどのような方式なのか、また「利用時払いシステム」のパネルが適切にリサイクル処理されているか、どのように管理しているのか説明願います。  
テルル化力ドミウムが含まれているのでこの事業にかかわらず不法投棄されないか懸念されます。

【102】

また、パネルのリサイクル費用が前払でないのであれば、30 万枚のパネルのリサイクル費用がいくらになるのか明示願います。

【103】

経産省の調査資料によると、ファーストソーラーのヨーロッパでの太陽電池モジュールの導入実績は 4.5GW で 50 万トンに達しているとのことです。  
説明会では世界で 13.5GW の実績があるとの話しでしたので単純計算するとすでに 150 万トンほどのファーストソーラーの太陽電池モジュールが存在し今後もその量は増えていくと想定されます。  
アメリカ、マレーシア、ドイツにリサイクル設備があり、アメリカ、マレーシアの処理容量は年間 1 万トンとありました。ドイツの処理容量は不明ですが、かりに他と同値とした場合、現在導入済みの 150 万トン进行处理するのに 50 年かかることとなります。  
説明資料のスケジュールは 2020 年導転開始ですので 2040 年頃に当事業のパネルは廃棄されます。  
その頃、リサイクル施設はフル稼働しても処理しきれずリサイクル待ちのパネルが発生していることも懸念されます。  
日本国内だけでも 2040～50 年頃には、年間 40～50 万トンが排出されるとの試算もありパネルの処分方法は先送りできない問題です。

【100】

ご想定されている事態が、私どもでは想像できませんので、ご回答いたしかねます。

【101】

リサイクルを要するときに、かかる費用を受け取り、リサイクルを実施します。リサイクルすべきものを別の場所へ不法投棄することは犯罪であり、そのようなことは行いません。

【102】

詳細の開示はしていませんが、撤去費の一部であり、事業計画に適切に見込んでいます。

【103】

太陽光パネルの生産数は増加することから、ファーストソーラーでは、リサイクル施設の生産性向上や拡充を図っていく計画です。  
ご質問の廃棄量試算は、今後の販売数、使用期間等により影響されるものであり一概に回答することはできません。  
敷地は、地権者へは撤去して返還する義務があることから、当該地に放置されるものではありません。

【104】

パネル撤去、梱包、陸路を輸送。港にて船積し、目的地へ。

つきましては2040年時点までに周辺国からマレーシア工場に持ち込まれる廃棄パネルの量を試算し、最終的に当事業で使用された30万枚の廃棄パネルのリサイクル処理がいつ始まり、完了するのがいつ頃になるか提示願います。

【104】

また事業終了時、マレーシアの処理施設のリサイクル受入能力をこえていた場合に廃棄パネルが開発予定地区もしくは村内周辺に一時保管されては困ります。開発予定地から撤去されマレーシアのリサイクル工場に持ち込まれるまでの流れをお示し下さい。

<伊賀市側施設につて>

【105】

開発地域が2府県にまたがることから、許可申請手続きも京都府と三重県に分かれます。しかし、南山城村と伊賀市は「伊賀・山城南定住自立圏形成協定」を締結し、そのつながりは府県を超え、今後ますます密接になっていくと考えます。説明会に伊賀市からの参加者がおられたように周辺住民の生活や生態系、防災等の問題を考える上では開発地域を分けることはできません。伊賀側の調整池に貯められた水も京都側に流れてくると考えますがボトルネック部分はどのように評価されているのでしょうか？経済産業省の設備認定や中部電力との売電契約は南山城村・伊賀市太陽光発電事業として手続きをしているのではないのでしょうか？

なぜ、伊賀市側の開発、送電線の問題等も含めた全体計画が確定してから手続きを進めないのでしょうか？

【106】

京都サイトと三重サイトで行う開発方針に違いはないのでしょうか？(例えば除草剤を使用する・しない、環境保全方針、防災対策、事業終了後の跡地の扱い等) もし、異なる点があれば、もれなく明示して頂けますようお願い致します。

<その他>

【107】

開発予定地およびその周辺は静かで自然豊かな環境で、それを求めて村に移住された方も多いと聞きます。2年以上にわたる工事の騒音は周辺住民にとって苦痛となります。工事時間や作業日程の基本方針が示めされておりませんが、今後、住民との調整をどのように進めていくのか、たたき台を提案願います。

【108】

説明会資料にスケジュールを記載頂いておりますが、これでは詳細が全くわかりません。許認可手続きの際は、もっと詳細なスケジュール(工程表)を提示されるのではないのでしょうか?少なくとも、下記内容がわかるものを提示願います。  
・工事着工前に

【105】

私どもは、太陽光発電所の商業運転を目指し、事業を推進しています。京都サイトの造成計画や開発許認可、自主環境影響評価、地元合意を、重点的におこない、並行して、三重サイトの開発計画、送電線に関する行政手続、建設工事会社の選定等をすすめており、今後、発電所の詳細設計や工事計画、発電所の運営管理計画をすすめます。発電所の設計等は、具体的な構造等を含め、経済産業省の審査を受けます。開発許可等、準備が整った段階で本体工事に着手します。工事着手後は、造成工事完了時に行政の検査、発電設備工事完了時には経済産業省の検査を受けます。それらを、ひとつずつクリアーし、太陽光発電所を商業運転させます。ご指摘のボトルネックの評価は、伊賀市側の計画も含めて評価しています。

【106】

同様の方針ですすすめています。今後、伊賀市近隣地区、住民の要請を踏まえ、計画をすすめます。

【107】

工事計画は、工事会社と協議の上、詳細を決定する予定です。別途、近隣住民、南山城小学校、南山城村役場へ工事計画を説明し調整する予定です。

【108】

法に定める許認可並びに諸手続、その取得や協議完了等をもって、造成工事を開始する計画です。  
・中部電力とは合意済みです。  
・詳細工事工程や搬入計画等は、工事着工前に、近隣住民や南山城小学校、南山城村役場へご説明する予定です。  
・住民や地区との共有の場を、どのように設けるのかは、今後、区長等へご相談の上、検討をすすめます。

【109】

「京都府側、三重県側の林地開発や砂防法、道路占用、河川の付け替え等の認可手続」

「送電方法等、中部電力と合意が必要な事項など」を全て完了させる計画になっているか？

- ・工事種別ごとの着手期間
- ・生活環境に影響をあたえる事象が発生するのが、それぞれどのような作業・工事が行われる時で、ピーク時はいつになるのか。
- ・住民向けの説明会(進捗説明会も月に1回程度は必要と考えます)

**【109】**

説明会では、これまで

- ・以前、自治会向けの話し合いで聞いた説明と違う
  - ・資料の内容が変わっている
  - ・また、以前から質問しているのに回答がない
- といった指摘が参加者から出ております。

旧計画の意見書にも書きましたが、このような問題は会議体をもった後に情報が共有されれば回避されると考えます。今後、住民との話し合いを行った際は、議事録、問合せ、課題一覧等を作成して頂き住民と情報を共有して頂けますようお願い致します。また資料のバージョン管理も行って下さい。

(企業間でのやりとりであれば普通に行われていることと思います)

**【110】**

計画されている事業は開発規模が大きく、影響を受ける住民が多数おります。説明会などの日程は、貴社の都合で決められてしまいますので、住民の中には参加したくてもできない人もいます。つきましては、ホームページを作成して頂き「住民向け情報の発信」「前述した議事録等の成果物の公開」「問合せページの設置」等の機能を用意して頂けますようお願い致します。(今の時代、問合せ方法が担当者への電話だけというのは、あまりにも不便で、実用的ではありません。)

**【111】**

「工事後に獣害の頻度が増えた場合、第三者による調査を行い開発行為と因果関係があると分かれば対応する」とのことですが、住民は具体的にどのような手続きが必要となるのか、

また、受付後どのくらいの期間で貴社の対応方針(調査を行う等)が示されその後の処理の流れ・対応内容がどうなるのかについて基本的なパターンで結構ですのでフロー図を作成し、ご提示願います。

(住民は獣害が増えた旨を貴社に伝えさえすれば貴社負担で大三者機関の調査依頼が行えるのでしょうか?)

**【112】**

同様に以下にあげる事象が発生し、貴社に申し出た場合にそれぞれ、「対応する」「対応できない」のいずれであるか見解をお聞かせ下さい。

説明会は、不特定多数の方が参加し、会によって参加者が異なることから、情報共有や理解促進を図ることが難しい部分がありました。役員会等固定のメンバーと議論を積み重ねる手法の方が、より相互理解がはかれたと思います。ご指摘を踏まえ今後とも、最良の方法を検討します。

**【110】**

HPの作成等検討しましたが、残念ながらご期待に沿うことができません。昨年の説明会以降、私どもが受けたお問い合わせ実績は、5件にも満たない状況でしたので、現状でも相応の対応はできるかと思っておりますので、ご理解願います。

**【111】**

本事業に起因して、ご指摘のような被害が発生したということがあれば、ご連絡願頂けましたら、状況確認・把握を行います。対応については、ケースバイケースで考えたいと思います。

**【112】**

本事業に起因して、ご指摘のような被害が発生したということがあれば、ご連絡願頂けましたら、状況確認・把握を行います。対応については、ケースバイケースで考えたいと思います。

「対応する」場合は、具体的な手続き、処理の流れがどうなるのか、どのような対応（調査、対策、補償、賠償等）をして頂けるか明示願います。

（住民が申し出る際に、必要となる前提条件があれば合わせて明示願います）

「対応できない」場合は対応できない理由をお示し下さい。

（事象 01）：電磁波過敏症と思われる症状が発生した

（事象 02）：災害により破損したパネルが田畑に流されてきた

パネルにはカドミウムが含まれており、村産の作物は危険との風評被害が発生し、作物の売り上げに影響がでた

（事象 03）：メガソーラー建設が始まってから、周辺地域のホテルが減少してしまった

（事象 04）：雨が降ると、泥水が流れてくる

（事象 05）：水源が枯れたもしくは、水量が減少した

（事象 06）：工事の音がうるさいので、作業スケジュールを変更してもらいたい

（事象 07）：ラジオ、携帯電話、無線などの電波状態が悪くなった

（事象 08）：発電所施設から（パワーコンディショナー等の）異音が開こえる

（事象 09）：自主的に測定したところ、電磁波の数値が高いところがあった

（事象 10）：反射光が眩しいので、なんとかして欲しい

※「誠意を持って」、「真摯に対応」といったことではなく具体的な対応方針を回答願います。

#### 【113】

説明会を実施された時には、すでに3地区とは旧計画で締結した協定書が、新計画でも有効であるとの覚え書きを取り交わし協定は締結済みと説明がありました。

しかし対象地区の住民であるにもかかわらず覚え書きを取り交わしたことを知らない人もいるようです。

また協定を締結済みの地区の中には、区内のほとんどの家からメガソーラー建設反対のノボリが建っています。この状況をどうとらえておられますでしょうか？

自治会内で民主的な手続きを経たうえで協定書の締結がなされているか確認はされてますでしょうか？

#### 【114】

「京都府林地開発行為の手続きに関する条例」では、府が市町村長へ意見聴取を行う事になっております。

村は法的根拠がないことを述べると、訴訟に持ち込まれる恐れがあることを懸念しているようですが、仮に村が下記のような意見を表明した場合、それぞれ訴訟の対象とされるのかどうか、考えをお示し願います。

・多くの村民が反対しており、開発者と地域住民との合意形成は図られていない

・伊賀市の開発計画、送電方法が確定しておらず事業計画が確実に実施される

確証がない

・事業計画は村の総合計画の構想に反するものであり、相応しくない

#### 【115】

南山城村長は中立の立場にあり、村が説明会にでることはないと言明されております。

#### 【113】

私どもは、協定書締結時の関係者の方々と、継続的に協議し覚書等を締結しています。もし、貴殿が、その有効性や手続きに、疑義をお持ちであれば、直接、自身の地区にご確認願います。

#### 【114】

訴訟について、コメントするものではありません。

#### 【115】

私どもは、地元自治体である南山城村と協定を交わすことを考えています。

南山城村議会議員の方には、昨年、発電所の視察にご参加いただくことができ、私ども、太陽光発電所により一層のご理解をいただくことができました。

#### 【116】

村長選挙が行われた時にはまだこの事業計画は公になってはいませんでした。また村内にも賛成・反対それぞれの立場の住民がいることを考えると一つの考え方であると思います。

ただ、村は業者や関係区の区長の話は聞けても説明会の状況や、そこで出た住民の意見を、知る機会はありません。区長が区民の意向全てを把握することはできませんし、意見書を提出するのの一部の住民であることを考えると村が4区以外の村民も含めた、住民の意見を把握するのは困難と考えます。

つきましては、説明会で要望があったように、今後、村と協定書等を締結することがある際は、村民の代表であり、説明会に出席して住民の発言を聞いておられた村議会の意見も尊重頂きますようお願い致します。

(このことは事業者だけでなく京都府にも認識して頂きたいと考えます。)

#### 【116】

ここ数年、日本各地で太陽光発電所による「景観問題、泥水流出、パネルの飛散、土砂崩落、気温上昇、光害」といったトラブルや、発電所建設に対する反対運動が発生しています。

このような状況をふまえ、自治体が条例を制定し太陽光発電所建設に対して規制をかけるといったニュースが度々報道されます。

もし、住民の声を無視した強引な開発や、条例逃れに見える対応が業界内で繰り返されれば再生可能エネルギーに対する疑念を招くだけでなく、自然を大きく破壊するメガソーラーよりも原発の方がましといった風潮をもたらしかねません。

貴社はこのような状況をどのように認識されておりますか？

また太陽光発電所を建設する際に、独自の規制を定めている地方自治体の数はどれくらいになるのでしょうか？

#### 〈地域へ与える影響についての懸念〉

昨年の念頭の挨拶で京都府の山田啓二知事は「今年は、『森の京都』の年でもあります。

府域の4分の3を占める森林は、水を清め、空気を創り、災害を防ぎ、さらには貴重な木材資源を提供してくれています。」と述べられておりました。

4月からは「京都府豊かな森を育てる府民税条例」が導入されています。

その趣旨には「府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の多面的機能が果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く府民全体が享受していることに鑑み、森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について府民の理解を深めることにより、これらの森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費の財源に充てるため」とあり

貴社が事業の意義とされている「空気を創る(CO2削減)」、「地球温暖化の防止」京都府の森の価値を改めて認識するきっかけとなった同じ年に、森林を伐採し太陽光発電所を建設するという計画が京都府に提出されたことに驚かされました。

『森の京都』の対象地区である京都府中部地域の以外の森は価値がないとの判断でしょうか？

現在、各行政で、太陽光ガイドライン等を定め、適切な手続き、監視体制の下、太陽光発電が普及拡大する体制が整備されつつあります。

太陽光発電の開発等に対する条例や、ガイドラインを制定した、又は、すすめている自治体が多くあることは認識していますが、正確な数字等は把握できていません。

私どもは、開発や発電所建設に必要な条例・規制、その他手続きを適切に実施し事業を進めていきます。

京都府森林税に関しては、すばらしい取組みだと考えます。

本制度の根幹には、①自然の恵み・利益を無償で享受することはできない、人が手をいれる(整備・保全、利用等)必要があり、必要となる負担を行う。

②未整備・未保全の人家周辺の森林は、多くの災害発生の危険を含んでおり、整備・保全が求められていること。

が、あると理解しています。このことは、本計画地でも同様であり、長年放置され、周辺人家は危険を感じているわけです。

一方、この森林税の予算規模は、数百円/世帯・年 規模であり、南山城村全世帯では50万円程度/年間です。よって、その税収だけでは、南山城村が抱える広範囲な森林を整備・保全することはできません。これは、公共の負担のみで、森林の整備・保全することの限界を示しており、住民の協力や、民間の活力に期待する必要があります。

私どもで、太陽光発電所として、この計画地を整備・保全することは、周辺人家の皆様にとって、非常に重要なことです。このことは、周辺の方はたが、本太陽光発電事業にご賛同いただけている理由の一つでもあります。

世界遺産への登録に対し、当計画がどのような影響をあたえるのか、私どもには知見がありません。当計画地及びその周辺に茶畑は小さいものが一つあるだけだと認識しており、広大な茶畑を消滅させる計画ではありません。

今山区は、地権者です。[ ] しています。



そして今年『お茶の京都』の年になります。

京都府は、日本茶・宇治茶のユネスコ世界文化遺産の登録を視野に宇治茶の振興に取り組んでいます。

「平成 27 年 4 月に、京都府南部の山城地域で育まれてきた宇治茶の歴史や文化が『日本茶 800 年の歴史散歩』と、して日本遺産の第 1 号に認定されたところです。さらに、宇治茶の世界文化遺産登録の取組を通して、宇治茶が、伝統産業や日本文化と深く結びついた世界に誇るブランドであることを確認して、それを PR することによって、日本だけではなく世界的な価値として発信していくとともに、宇治茶の魅力や価値を大切に、地域ぐるみで景観保全や、その技術や文化を維持していくことが一番大事であり、原点だと考えております。この原点を通じてその延長線上に世界文化遺産登録があると考えております。」と京都府知事は述べられています。今回のメガソーラー建設予定地である今山はこの提案書に取り上げられている地域であり、この地域の森林をわざわざ伐採し山を削り谷・川を埋め、ソーラーパネルを敷き詰めるという開発は、文化遺産登録の障害になるのではないかと考えます。南山城村では人口減少・少子化・高齢化が進み定住対策が大きな課題となっています。

その対策として村では「魅力あるむらづくりの中核をなす事業として「道の駅」事業を進めており国土交通省の重点「道の駅」に選定もされています。

手仲圓容帳は村長 3 期目の就任の挨拶で「『道の駅』事業は、茶業をはじめとする地場産業の振興、人口対策、若い人たちの雇用の場の創設、買い物難民対策、高齢者生活支援対策・防災拠点の整備など村が抱える多くの課題の解消に向けた取り組みであり『魅力あるむらづくり』の核となる事業です」と述べられています。

村外からやってくるお客様にとって大きなマイナスイメージを与えないか？

道の駅周辺を大量のダンプが行き交い、山が削られ、工事の騒音が聞こえるといった状況になれば、村の自然を求めて村外からやってくるお客様にマイナスイメージを与え、リピート率にも悪影響を及ぼすのではないのでしょうか。

第 2 次の「道の駅」事業では医療施設をはじめ村民が生活するにあたり重要な施設が設置される予定で村長は庁舎移転にもふれられています。

村の新たな拠点地域(コンパクトシティ)の背後にメガソーラーが建設されるのは、村の防災上の観点からみても不適切と考えます。

以上を考えると、メガソーラー事業は地域活性化の妨げとなるのではとの懸念が湧いてきます。

建設機械の稼働による騒音レベルの予測を行った結果、事業計画地敷地境界上での騒音レベルは規制基準値を十分に下回ると予測しました。

また、本事業では、周辺環境への影響をできる限り低減するため、下記の保全対策を実施する計画としています。

- ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型建設機械または超低騒音型建設機械を使用します。
- ・建設機械の高負荷運転を極力避けます。
- ・作業工程の平準化により、建設機械の集中稼働を回避します。
- ・工事に際しては、可能な限り低騒音工法を検討し、採用します。
- ・建設機械の適切な点検・整備を実施します。

道の駅の背後（上流側）にある山林を適切に整備することは、より道の駅の安全に寄与すると考えます。

南山城村の少子高齢化、人口減少は大きな問題で、村の存続にかかわります。高齢化、人口流出に歯止めをかけ、人口流入を促すには、南山城村が、より魅力にあふれ、雇用機会、行政サービスの向上等が求められます。私どもの計画は、地域財源の確保、そして雇用機会の創出に貢献できます。

詳細のご意見への回答は、前述のご質問への回答を参照願います。

〈事業計画に対する意見〉

現時点では、今回の事業計画に反対します。主な理由は以下の通りです。

『事業計画の内容が明確になっていません』

京都府林地開発行為の手続に関する条例では、目的として

「林地開発行為予定者が地域住民等に対する十分な説明を行う仕組みを整備することにより、林地開発行為予定者と地域住民等との合意の形成を図り、もって生活環境の保全に資するため」とあります。しかし、現状においては伊賀市側の開発計画も未確定などところが多く変電所の位置や送電方法も確定していないなど計画の全体像が明らかになっておりません。

また、発電事業は20年で終了予定とされておりますが、その後の施設撤去の計画や方針も説明されております。

開発予定地からは30万枚のパネルが撤去され、植林されるだけでなく防災上の安全性も考慮された上で、跡地処理がなされるのか不明です。

十分な説明が行われないうまま、手続きだけがすすめられることになれば条例の目的に反する事になると考えます。

『疑問点、懸念事項が解消されていません』

これまで説明会が何度か開催されておりますが、その中で住民から出された多くの質問や要望は保留されたままで、見解が示されておられません？

前回の課題が整理されずに進行する説明会では、そもそも住民からの意見・要望・不安事項などを、事業者は理解されていないのではないかと懸念がわいてきます。

また、環境影響評価の中間報告については、現時点ではその手法や評価結果の内容に対する不信感が解消できておりません。

このような状況では、計画に賛成することはできません。

『メガソーラーの建設が地域に貢献するとは考えられません』

京都府が進めている開発区域を含む地域の世界文化遺産登録への取り組み、南山城村が進めている道の駅事業を中心とした地域活性化への取り組みにとってマイナスになる恐れがあるとは前述しましたが、村の活性化を考える上では若い世代の移住者をいかに増やしていくかが重要な課題となります。

子育て世代が移住を考えると、子供が将来通うことになる保育園や小学校の環境は、重要な検討事項になります。

そのような中、現在は科学的根拠はないとされておりますが、電磁波の身体への影響への不安は確実に広まっているのではないのでしょうか。

電磁波に対する問題意識は自然を求め移住を考えている人のほうが敏感な印象があります。

巨大な太陽光発電所が隣接する小学校・保育園に抵抗を感じる移住者がいることは十分に考えられ、このことは移住者の減少をまねく原因となりかねません。

『自然は村の貴重な財産と考えます』

過去に行われた住民アンケートによると、「何もない村だが貴重な自然がある」ということを村の値打ちとして多くの方が評価していることが分かります。観光客、移住希望者もまた、都会にはない豊かな自然を求めて南山城村にやってくるのではないのでしょうか。先祖から受け継いだ自然は取り壊さない限り・これからも守り続けることができますがメガソーラー施設は20年ほどで取り壊され価値を失います。

そうして残された土地が回復するにはどれほどの年数を要することになるのでしょうか。

開発予定地の森林は、この事業が計画される、はるか昔から、絶え間なく CO2 を吸収し酸素にかえ、豊かな生態系を育み、人々に恩恵を授けてきました。

このことを考えると「森林を失うことは、村の未来を失うことになる」と思えてなりません。この問題は、村の未来を担う子供達にも大きくかかわることですがどれだけの子供がこの事を認識しているのでしょうか?子供達にこの事実を説明し、彼らの意見にも耳を傾けることなくして、この事業を進めることは許されないと考えます。

以降、意見書記載の資料をご参照

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>生活環境の保全の見地から次の疑問・懸念・不安の意見  1「生活環境の保全」を誠実に守り、社会的な責任を持って事業を展開することができる企業であるのか？  ①昨年3月 FSJapanProject6 合同会社の中心的な人物が、反社会的団体との関係が明らかになった(暴力団員と共に逮捕された経歴が判明)。その後、その人物を FSJapanP6 社から外したと説明していたがその人物が推進してきた契約や協定などをそのままに、今日まで事業を進めている。これは、企業としての重要な資質に問題がある。近年の日本企業の最低限の倫理・モラルとして反社会的勢力を積極的に排除することが求められている中で、この人物が関わった事業をそのまま継承するのは、今もこの人物が影で繋がっているのではないかと疑念を抱く。いったんこの人物を排除したならば、一から契約や協定を結ぶことが、クリーンな企業のすべきことではないか。1月28日・2月11日の説明会でこの問題が指摘されたが、「経営戦略的に支障が出ると判断して双方同意のもと契約を解除した」と述べ、この人物が「反社会的勢力」と判断して関係を遮断した訳ではないことが明らかになった。反社会的勢力を排除することが出来ない企業に京都府や南山城村は林地開発の許可を与えて良いのだろうか。この点での京都府の考え方も知りたい。そして企業としてのモラル・倫理の問題をどう考えているのか、反社会的勢力との関係について、ぜひ FSJapanProject6 社は見解を明確に述べてください。</p> <p>②①とも関連して、公告縦覧では「軽微な変更」として法人代表者が変わっているが、その理申は何なのか。旧職務執行者がやはり「反社会的行為」等で業務につけなくなったのではないかと疑念を持っている。旧職務執行者が、今はどこで何をされているのかも、交代の理由と共に明確にして、是非私の疑念を晴らしてほしい。</p> <p>③説明会では、米国の FS 社、日本の FSJ と FSJapanP6 社は別々の企業であるとの説明であった。しかし、説明会での1時間30分かけた会社説明では米国 FS 社の詳しい業務紹介があったが、今事業の主体企業・FSJapanP6 社の詳しい説明がない。何故今もって説明がないのか理由を教えてください。そして、本事業で災害等の損害賠償が発生した場合の FS 社・FSJapan 社が最後まで責任をもってくれるのかも明確にしてください。さらに、ぜひ FSJapanP6 社の企業組織図・役員等々しっかり説明・公開してください。</p> <p>④「景観」に関わる計画書について、この公告縦覧に付された説明文章に現れているこの企業の姿勢が非常に不誠実である。第一に、写真を使って「景観に著しい影響はない」と予測しているが、この写真そのものがおかしい。地元の住民からみた場合、何故ここで撮影するのか、もっと高台の撮影適地があるのに、何故低い場所や違う角度の写真を使って「影響はない」と予測するのか不可解である。誠実な検証ならばし</p>	<p>記載されています「FSJapanProject6 合同会社の中心的な人物が、反社会的団体との関係が明らかになった」との記載ですが、これは事実と反しています。私どもの社員に関するこのような事実はありません。</p> <p>反社会勢力との関係は排除しています。</p> <p>本事業は、私どもが中心となり、すすめているものです。</p> <p>旧職務執行者の変更していますが、その理由は、ご疑念のものではありません。個人情報の提供はできません。</p> <p>私どもは、ファーストソーラー社のノウハウを活用し、ファーストソーラーージャパンが中心となり本事業をすすめています。よって、ファーストソーラーの実績等を説明する必要があると考えています。次に、FS Japan Project 6 合同会社は、本事業するために設立した法人ですので、本事業以外の事業展開はありませんので、本事業の内容を説明することが会社を説明するのと同様であり重要であると考えています。</p> <p>保険を付保することで、自然災害による損傷、第三者への賠償等、事故・トラブル等の事態に備えます。</p> <p>景観の予測ポイントについては、地域の景観特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を把握することを目的とし、不特定多数の方が利用される場所(駅、学校等の公共施設、展望台など)を中心に選定しています。ただし、ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。その結果、南山城小学校グラ</p>

っかりとした撮影適地で行うべきである。ごまかして認可をかすめ取ろうとする意図が感じられる。(「景観」の項目で、実際の適地と思う場所からの写真と比較して、FSJapanP6 社の不誠実さを京都府にも確認していただく。)

⑤「林地開発事業計画書の公告縦覧」にはないが、地元での説明会では資料に『南山城村・伊賀市太陽光発電事業 事業説明会』と明記しており、南山城村北大河原砂田地域他と三重県伊賀市島ヶ原村地域との一帯が太陽光発電所として計画されている。にもかかわらず、何故三重県側の計画の説明がないのか。「中部電力」への「送電線・変電所等の計画」はすべて三重県側にあり、南山城村側の計画だけでは、今迄たくさん出された景観・災害・電磁波・希少生物絶滅等々の懸念・不安・疑問は解消しない。当初一体のものとして説明があったものが、いま何故説明しなくなったのか。三重県伊賀市島ヶ原の住民も行政もメガソーラー発電所計画について何ら話もないという、あまりに杜撰な計画ではないか、しっかりした三重県側の変電所・送電線(特に送電線を国道・市道など道路に埋没させるといふが、認可が取れていないことが2月11日の説明会で判明)の計画があってこそその南山城村側の約30万枚の太陽光パネルではないのか。こういう状況を見ていると京都府の認可がおりれば、山を削り森林を伐採し谷を埋めてしまい、後は林地開発条例ふれずに土地を他企業に転売等々するのではないかと疑念も湧いてくる。現に石川県・富山県にまたがるFSJapanP12社の太陽光発電所では石川県の開発認可が下り開発工事が行われてから、富山県側の送電線認可申請が行われた、と聞く。同じようなやり方で進めるのではないかと危惧する。三重県側の明確な実行計画書を示し、三重県側の認可がおりない限り、村の開発はすべきではない。

⑥そもそも約100haもの森林を伐採し、山を削り、約55haのソーラーパネルを設置することが、何故「環境保全に貢献する」のか、しっかりと説明すべきである。南山城村のこの山林が毎日大量の二酸化炭素を吸収していることと、その山肌を削り森林を伐採しての約30万枚のメガソーラー建設をもたらす自然破壊と、どちらが「環境保全に貢献する」かは明らかである。今すぐ、計画を中止すべきである。百歩譲ってFSJapanP6社の主張するような「貢献」があるならば、根拠を数値にして示すべきである。一企業の利益優先の考え方から離れて、グリーンGDP、グリーンGNP、EDPなどの国も取り組んでいる考え方で、今一度この計画を見直すことも必要ではないか。それも出来ないなら、やはり今すぐ計画を断念すべきである。

## 2 自然災害

昨今の頻繁に起きる集中豪雨による全国的な大災害を見れば、「砂防指定地」になっている南山城村に大災害が起きる可能性が増大することは容易に予測される。3~4年前の豪雨時でも、奥田から流れる川が氾濫して、今年4月15日開業予定の「道の駅」の用地一帯が水浸した。現在でもそんなことが起きている地域で、山肌を削り、森林を

ンドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等景観に著しい違和感を与えることはないものと判断しています。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

私どもは、太陽光発電所の商業運転を目指し、各種検証や手続きをすすめています。現在、京都サイトの造成計画や開発許認可、自主環境影響評価、地元合意を、重点的におこなっています。並行して、三重サイトの開発計画、送電線ルートに関する行政手続、建設工事会社の選定等をすすめており、今後、発電所の詳細設計や工事計画、発電所の運営管理計画をすすめます。

開発許可等、準備が整った段階で本体工事に着手します。工事着手後は、造成工事完了時に行政の検査、発電設備工事完了時には経済産業省の検査を受けます。それらを、ひとつづつをクリアーし、太陽光発電所を商業運転させます。

三重県のパネル配置予定図や送電ルートに関する資料等、説明会で提示していません。

誤解されています。本事業用地の大部分は借地であり、私どもが土地を転売することはできません。

樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量は、年間約3,500トンと予測しています。これは、本事業の実施(太陽光発電システムの導入)による二酸化炭素発生量の削減量(年間約26,600トンと推定)の7.6分の1程度であり、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少量よりも、本事業の実施による二酸化炭素発生量の削減量の方がはるかに大きいと予測しています。

さらに、本事業では、以下の環境保全措置を実施することにより、温室効果ガス等の吸収量の減少による影響をできる限り軽減する計画としています。

- ・可能な限り変更区域を縮小し、事業実施区域外周等に森林を残置する。
- ・造成森林においては、樹木を2,000本/haの密度で植栽する。

なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

当該開発地は御指摘のとおり「砂防指定地」に指定されています。「砂防指定地」は、砂防法に基づき、治水上 砂防のための防災施設を設置します。南山城村の大部分はもとより府南部に広域的に指定されています。

伐採したらどんなことになるのか素人でも分かる。この点でもこの計画は、自然破壊そのものがある。それを踏まえて、公告縦覧の事業計画書には、7・「交通量の増加」「濁水の発生」「雨水の流出量の増加」「建設騒音の発生」「粉じんの発生」と『生活環境に影響が生じるおそれのある種類』を5つに分けて、おそれを減ずるための措置として1.騒音2.粉じん3.交通量には細かいデータを示し、基準値や予測式を示してその措置の効果を謳っている。なぜか、いちばん心配な「雨水の流出量の増加」「濁水の発生」についてはデータも示さず、工事中どこに「沈砂池」や「調整池」を設けるのか地図にさへ示さず(添付の地図にある「沈砂池」「調整池」は完成してからの場所をしめしている)、いったい工事中に3~4年前のような集中豪雨に見舞われた場合の対策はどうなっているのか。説明会では完成してからの雨水対策を示しているが、工事中の雨量データも示さず、“調整池で流出量を抑制する”シート被覆、土嚢や土砂流出防止柵で防止する”と書いてあっても俄かには信じられない。何度も言うが、一度山を崩したら取り返しが効かない。完成しても心配な土砂災害だが、工事中でもさらに不安である。明確に対策を示すべきである。

### 3 テルル化カドミウムの危険性

今回メガソーラーに使われているCdTe(テルル化カドミウム)は、日本製パネルでは使用されていない。説明会では「安全性」については、10ページもの資料でアメリカのSF社製のパネルの「優秀性」を強調して説明をしているが、それほど安全で効率が良ければ、何故日本で普及しないのか。説明会で『日本人は「カドミウム」への恐怖心があるからだ』とFSJapanP6社の社員が言い訳していたが、それこそFSJapanP6社の不誠実・傲慢な企業体質を表している。「公害問題」に対して、四大公害訴訟の真摯な反省に立って確立された、健康を犠牲にした経済優先はいけないという経済倫理が分かっていないようだ。アスベスト訴訟でも国の認可や一部の科学者の見解だけで、安易な使用が重大な健康被害・死亡例まで引き起こしている。この様な考えで事業を進めていけば、必ず住民に犠牲を強いることになる。

経済的にも「コストが高い」、「メンテナンスが出来にくい」など普及を妨げて原因があるはず。謙虚な検証を妨げているのもこうした企業体質である。今回のように強引に進めようとする体質・利潤追求のためなら反社会的な勢力とも関わることためらわない体質を改めない限り、日本での普及はないでしょう。この点からも、今回の事業は撤退すべきです。

### 4. 景観

公告縦覧の資料を以下に示す。

※意見書記載の図、表、写真等は意見書を参照ください。

#### 7 景観

##### ①概要

景観の影響検討として、フォトモンタージュによる景観予測を行った。

従いまして、砂防法及びその技術基準に基づいて種々の防災施設を設置いたします。調整池・仮設沈砂池・暗渠工・ふとん籠堰堤等々の防災施設はこの技術基準に基づいて整備するものです。

本工事において、山林を伐採することは事実ですが、それに見合う以上の非常に大きな調整池を設置しますので、結果的には、元の山林の状態よりはピーク時雨水量は減少します。従いまして、洪水リスクとしては現況よりも安全側に働きます。但し、ピーク時雨水量が減少するのは、私どもの開発地内から雨水量だけです。開発地外については従前のままでですのでご注意ください。私どもも測定しましたが、下流部の河川の流下能力は、残念ながらあまり高いものとはいえません。ボトルネックとなるところは、ご指摘のように道の駅周辺になります。この件については、しかるべき治水担当の行政に御相談いただけたらと思います。

工事中の洪水対策及び濁水対策としては一次防災平面図にある仮設沈砂池で対処します。そのようにご説明申し上げたかと思えます。

流量計算や各種構造計算等の資料については、非常に膨大な量となるためお示しいたしませんでした。いずれにせよ、技術的な審査については、ここは上述のとおり砂防指定地内ですので、「砂防指定地内行為許可申請」の中で京都府の専門部署に審査していただきます。

ファーストソーラー社の太陽光パネルは、世界30ヶ国以上に1億枚以上設置されており、その安全性・性能等に関し、信頼と実績があります。2015年の世界出荷量では世界6位です。(日本メーカーは主要10社にランクインしていません。)

ご指摘の箇所は、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。その結果、南山城小学校グラウンドや月ヶ瀬ニュータウンの高所等景観に著しい違和感を与えることはないものと判断しています。なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。

視点としては、事業実地区域あるいは計画工作物であるソーラーパネルを視認できる以下の四地点とした。

## ②予測結果

事業実地区域及びソーラーパネルの大部分は周囲の丘陵及び森林に遮られて視認できず、景観に著しい違和感を与えることはないと予測される。

○まず四地点を選んだ理由、またその地点からどうしてその方角の視点から撮影したのかの理由が知りたい。

- ・月ヶ瀬ニュータウン集会所(2階)であるが、ここよりも高い地点の住宅・道路から「事業実施区域中心」を視認できる。また、冬の葉が落ちた状態で撮影した場合、同じ場所でも景観に著しい違和感を与える。
- ・南山城村保健福祉センターは南山城小学校校庭よりかなり低い地点での撮影で、はじめから見えない場所を選んだとしか思えない。
- ・JR月ヶ瀬口駅ホームからの写真だが意図的に視認できない方向での撮影になっている。北の方角をむいて撮影すれば西工区の実地域が見える。
- ・三国越林道展望台は、そこから東へ車で少し走れば視界が開ける場所があり、これも見えない場所を選んだとしか思えない。

○下に「説明会」で配布されたFSJapanProject6社/株式会社CEサポートによる資料の中から「予測地点」の図を示す。図3 予測地点(フォトモンタージュ製作地点) 図の青色の②④⑨⑬はFSJapanP6社が撮影した地点を示している。この図に手書き赤鉛筆で●をしている地点が、次のページに貼付した写真を撮影した場所である。

公告縦覧のFSJP6社が写した資料の写真と比較して頂きたい。

また⑬の三国越林道展望台よりも、事業実地域が俯瞰できる「田山地区割尾坂の茶畑」からの写真を撮った。

## ②の写真

将来

事業実地区域中心

図4 景観の変化の程度(②月ヶ瀬ニュータウン集会所(2階))

A

↑②と同じ場所(ニュータウン集会所2階)からの写真。

次ページにニュータウンの集会所より高い場所からの写真を貼付する。

151

月ヶ瀬ニュータウン2組8組 付近の写真

B

C

D

## ④の写真

将来

事業実地区域中心

ご指摘のご要望を踏まえまして、地元住民の方の立ち合いのもと景観予測ポイントを追加し、フォトモンタージュを作成しました。追加したポイントの撮影日は平成29年2月16日ですので、落葉時期の状況が良く分かるかと思えます。

図5 景観の変化の程度 (④南山城村保険福祉センター)

E

↑南山城小学校校庭からの写真(西工区がはっきり見える)

⑨の写真

将来

事業実施区域中心

図6 景観の変化の程度 (⑨JR 月ヶ瀬口駅ホーム)

F

JR 月ヶ瀬口駅から北に向かったの写真(西工区が遠景ではあるが見える)

⑬の写真

事業実地区域中心

図7 景観の変化の程度 (⑬三国越林道展望台)

G

三国越林道から見たメガソーラーの建設予定地

H

田山地区割尾坂付近からの写真(遠景ではあるが事業実施地域全体が見える)

以上のように「景観」についても、誠実に事実をみようせず、「認可」が目的で、住民の不安や疑問に答えようとする姿勢が顕著である。説明会でこの写真を示しても、FSJP6社は「小学校校庭からは小学生だけが見るので、不特定な多数が見るわけではない」とか「一軒の家から見えても、不特定多数の人が見てるわけではない」などと開き直った。およそ環境影響評価調査と思えない発言に驚いた。住民の一人でも、一軒でも不具合があれば真摯に対応すべきであるのにこの姿勢である。このことからこの企業に任してはいけないと思う。

#### 5 低周波音・電磁波

低周波についても、類似施設として「那須烏山中山太陽光発電所」による調査結果を基に予測して「問題がない」と結論付けているが、「類似」としている那須の規模と今回の南山城村・伊賀市の規模はまるで違う。まして小学校・保育園・社会福祉センターが隣接していることを全く考慮していない。このことは電磁波にも言える。世界保健機関(WHO)・環境省の文献を根拠に「問題がない」としているが、説明会でも住民が心配しているのは現に日本各地で低周波・電磁波が原因と思われる幼児・児童・高齢者の健康被害があることである。

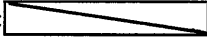
この不安に対するFSJP6社の不誠実な姿勢、三重県に送電線や変電所の計画・認可申請さえも示さない姿勢に不信を抱いているのである、なぜわざわざ小学校・保育園・社会福祉施設が隣接し、ニュータウンがあり、過去に大水害が起こった地域に大規模太陽光発電所を建設するのか、根本が問われている。

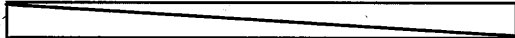
事例報告に関し、説明会では、以下のように説明しています。

電磁波と人の健康との関連について、人や動物などを対象として、約1950件の研究が世界各国で行われています。その結果、ごく一部の研究で、電磁波と小児白血病との関連が示唆されましたが、大部分の研究では、電磁波と健康への悪影響との関連はみられない。2007年、世界保健機関(WHO)は、それらの多くの研究結果を総合的に判断して、電磁波と小児白血病との関連の証拠は弱く因果関係があるとはみなせないという結論を出しています。



6 貴重生物・天然記念物の保護・保全

この南山城村は下の写真の「京都府の天然記念物」：  が生息している。

この写真は  で私が撮影したものである。このように、この地域は自然豊かな大切な場所なのである。ごまかしの「ピクトープ」などで到底守ることなど出来ない貴重な場所である。壊してはならない「府民の財産」でもある。貴重生物や天然記念物・絶滅危惧種等の事は公告縦覧の計画には全く触れていないが、しっかり保全を考えるならこの点も明確にすべきである。また京都府も「林地開発行為」には関係がないというのであれば、何故府は「天然記念物」「絶滅危惧種」を指定し、保護を条例で規定しているのか。

教育委員会や環境保全課の管轄で、森林保全課は何もできないので、業者に任かせるしかないのでしょうか。なんとも不思議な仕組みです。これでは業者が行政を甘く見て、勝手な開発を隙あらばやろうとしているのも、こうした仕組みが原因であると思います。

京都府にも一言

ここ南山城村は自然を求めて村に移住してきた私たちの自慢の癒し地区なのです。村には150種類の鳥たちが観測されていて、京都府下でも有数の自然の宝庫なのです。鳥だけでなく両生類や爬虫類なども、天然記念物・準絶滅種が生息する貴重な場所でもあります。どうかこの自然を守ってください。こんな開発を「森の京都」が認めるはずがないと確信しています。

重要種の保護・保全に関するご意見につきましては、私どもも最大限の配慮をしていきたいと考えています。

事業の実施によって、一部の生物種の個体や生息・生育環境が消失しますが、開発区域の縮小や開発区域の外縁に森林を残置すること、また重要種の移植など、可能な限り自然環境への影響の低減を図ってまいります。

なお、当該種の生息地は事業計画地外であり、事業による著しい影響はないものと考えています。生息情報は、京都府にも報告しています。

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・村にとって豊かな自然は、もっとも大切にすべき財産である。今回の大規模ソーラー計画は、近隣住民にとって何一つメリットはなく、この地に移住した多くのものは生活の不便さを我慢し、環境の良さを優先に考えていると思う。</p> <p>今後、更なる高齢化がすすむ中で、このように環境を壊すのであれば、人口減少は加速し、移住を考える人々も住みたいとは思わないでしょう。</p> <p>事業者の責任において生活環境の保全を図り、想定外はなきように指導していただきたい。</p>	<p>私どもは、事業者として責任をまっとうすべく以下の取組をおこなっています。</p> <p>私どもは、災害等を発生させないよう十分に安全な計画とします。また、自主環境影響評価を実施し、開発における環境への影響の低減を図ります。</p> <p>施工は、大規模太陽光発電所や大規模造成工事に関する実績・技術力をもつ国内大手企業が施工することで安全・品質を確保します。そして完成した発電所は、ファーストソーラーが24時間週7日の体制で運営管理し、併せて、専任の電気主任技術者を配置し、事故時等は2時間以内に対応できる体制を構築します。</p> <p>また、保険を付保することで、自然災害による損傷、第三者への賠償等、事故・トラブル等の事態に備えます。</p> <p>近隣地区とは、多くの会合や説明会をおこないできる限り懸念を調整し、協定を交わしてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるようにしたいと考えています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・自然豊かな府内唯一の村で自然を破壊する大きな建物を建設し住民の安全を守れるとは思えない。</p> <p>会社の儲けのためだけに自然を破壊し健康被害をもたらしかねなく、この後、何十年後に色々と弊害もでてくるでしょう。</p> <p>企業活動をする人は、そこに住む人々の事をどれだけ真剣に考えているのか。絶対に建設はしてほしくありません。子孫にこの豊かな自然を守り色々な動植物をこのままの状態に残してやりたい。ここに住んで意味がなくなるような事は、絶対に避けなければならない。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>本太陽光発電所は、化石燃料に頼ることなく、運転中は二酸化炭素を排出せず、無駄な廃棄物の生成もなく、20年以上にわたりクリーンなエネルギーを提供します。そのエネルギーは一般家庭約10,000世帯に相当し、二酸化炭素の排出量削減量は、一般家庭約8,000世帯に相当します。</p> <p>このプロジェクトから生まれる税収は、長期間の安定的な地方財源となり行政サービスを介し地域へ還元されます。（現在、南山城村村民税約1.2億円に対し、本発電所は1億円程度（初年度）の納税となる見込みであり、納税に対し、地方交付税交付金が調整され実質約25%が増収となる見込みです。）太陽光発電所として、放置され荒廃しつつある山林や河川を整備することは、周辺生活者の災害等の危険や日常的な弊害・負担を軽減します。そして、太陽光発電所の建設中、又、完成した発電所の運営維持管理では、地域の雇用機会を創出し、祭事等地域活動への協力等により地域の活性化へ貢献します。</p> <p>私どもは、事業活動を行う地域社会への取り組みとして、開発の初期段階より近隣地区と数多くの会合や説明会等をおこなってきました。そして、地域の懸念を調整し、開発計画の見直し防災機能の更なる向上を図り、自主環境影響評価の実施により、周辺生活や環境への影響を評価し、影響の低減を図り事業を進めてきました。</p> <p>これらの取組を通じて、今山・奥田・押原地区より本事業にご理解いただき、協定を交わしています。その上で、広く南山城村村民に対し事業説明会等を開催し、より多くの方のご理解を得るべくすすめてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるようにしたいと考えています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・自然環境が損なわれるメガソーラーの建設に反対します。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・開発面積が余りにも広大すぎ、美しい南山城村の自然が壊される。他多くの問題があり、メガソーラーの建設には絶対反対です。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・川の形状を変えてでも、多くのパネル敷く計画は専門家から危険だと言って指摘されています。無茶苦茶な計画は、取りやめてください。</p> <p>・南山城村は自然です。豊か、美しい、山林を伐採することは年百年かかる。森も生きています。そこに住んでる生き物私達人間です。原発ですが、国が言った安全安全という嘘ばかり国民を馬鹿にしている。</p> <p>パネルもそう、いつか里山にも、多大な被害がまっついていると思います。民家の近くある予定地か教えろ。学校、福祉もあるのに。もう少し考えろ。</p>	<p>専門家といっても様々な分野で様々なご意見の方がいらっしゃいます。御指摘の専門家がどのような方か存じ上げませんが、弊社としては 防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。</p> <p>ファースト・ソーラーが日本で建設した発電所のうち、7カ所は同様の環境で、地域社会に近接しています。特に北九州にある発電所は北九州市の市街地にあり周囲には、住宅、行政施設、学校、工場等が近接しています。</p> <p>計画地と小学校等とは、山や谷を挟みつつ、概ね 300m という位置関係にあります。同様の事例として、近郊の伊賀市では、ニュータウン内に 15MW の大規模太陽光発電所があり、周囲には、住宅地、小学校、保育園、高齢者施設等があります。</p> <p>また、住宅、商業施設、健康・福祉・教育施設等、コミュニティーソーラー等が整備され、約 1000 世帯の住宅には太陽光パネルが設置され、持続可能なエネルギーの取組を行っているニュータウンもあり、政府より高い評価を得ています。</p> <p>全国多くの自治体が、小学校等公共施設の屋根を太陽光発電事業者に貸し出し、屋上や屋根で太陽光発電が行われ、環境へ貢献が図られると共に、エネルギーに関する環境教育が進んでいます。</p> <p>本計画は、景観や騒音等、自主環境影響評価で検証の結果、南山城小学校等へ著しい影響を及ぼすものではありません。</p> <p>南山城小学校との協議では、交通安全に十分配慮し、通学時間やスクールバスの運行ルート等に配慮し、工事着手前に十分に調整することとしています。工事中の交通安全、騒音・粉塵対策等、適切に実施します。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・砂防指定地内での開発については「砂防指定地内行為技術基準」があります。その中に、砂防指定地内での溪流盛土は原則としておこなわないものとするの規定があります。</p> <p>当然やむを得ない場合にはという規定もありますが、これは対処したことによって住民地域の安全安心あるいは、防災上、有益な結果が得られると考える。昭和28年の大水害があった同一地域での溪流盛土は原則ももるべきであるとする。よって開発には反対であります。</p> <p>・事業計画の縦覧資料の8.その他「防災・造成計画関連」で意見を述べます。</p> <p>① 西側谷部を流れる砂子田川は完成時盛土外周に迂回する計画である。造成時、仮排水路（本設）は先行して築造してあるのか。</p> <p>② 谷部造営時、計画地の北側の後背地（約520ha以上）の排水量も考慮した計画が必要だが、谷部のφ300の排水管では容量不測である。</p> <p>③ いずれにしても、防災計画、排水計画は、水害に対する認識が非常に低いと考えます。</p>	<p>洪水対策として調整池を整備します。事業地から出る雨水は一旦調整池で貯留し放流します。これにより従来の山林の持つ洪水緩和の機能を果たします。</p> <p>本工事によって、山林を伐採することは事実ですが、それに見合う以上の非常に大きな調整池を設置しますので、結果的には、元の山林の状態よりはピーク時雨水量は減少します。従いまして、洪水リスクとしては現況よりも安全側に働きます。昨今の異常気象の頻出により全国的に水害リスクは上昇しつつあります。そのような状況下において、本件が整備されれば洪水リスクは安全側に働きます。</p> <p>但し、雨水量が抑制されるのは当該開発地内から出る分のみです。開発地外から出る分は従前のままでありますので、治水上のリスクが解消された訳ではないのでご注意ください。</p> <p>防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。</p> <p>仮排水路を先行する計画です。工事計画の詳細は、今後、工事会社と十分に検討をすすめ、安全な工事を行います。</p> <p>また、「谷部のφ300の排水管」とは盛土下部に設置される地下暗渠管のことと推察されます。</p> <p>まず、雨水の表面排水と地下排水は別のものであることをご理解ください。表面排水は、水路や河川を経由して排水されます。北山エリアからの雨水は河川を通じて排水されます。</p> <p>「谷部のφ300の排水管」すなわち地下暗渠管は、盛土内に溜まった地下水に対処するものです。地下水は表面水に比べてかなりゆっくりと流れます。これは砂礫の間隙を縫うように流れるためですしたがって、表面水と比べて大きな断面は必要ありません。宅地防災マニュアルでは盛土面積当たり3.0L/s/haという基準値が設定されています。この基準値は、これまでの宅地造成の事例を基にして設定されたものですが、かなり余裕を見込んでいます。ちなみに、本件の地下暗渠管の管径は最大φ400です。流下能力としては、先の基準値の流量の8倍以上確保しています。</p> <p>具体的にどのような観点で認識が低いと思われるのかが分かりかねますので、コメントは控えさせていただきます。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・南山城村の場所をメガソーラーを誰に発案されたのか知りませんが、自然を壊し、ここに数年昔から自然災害の、サイクルが強く縮まっている。日本列島でここ数年の内災害が幾ら起こっていますか考えてください。南山城村はメガソーラーに適している所かもしれませんが、貴男方様としては、もし災害がおきた場合誰が保証してくれますか。今迄、色々と災害防止の事を言っておられますが自然は二度と戻りません。各村民の財産を奪うことは貴男方にはありません。この日本の国の小さな国です。その自然もつぶす事は権利はありません。いかなる事を並べても反対します。</p>	<p>私どもは、事業者として責任をまっとうすべく以下の取組をおこなっています。私どもは、災害等を発生させないよう十分に安全な計画とします。また、自主環境影響評価を実施し、開発における環境への影響の低減を図ります。</p> <p>施工は、大規模太陽光発電所や大規模造成工事に関する実績・技術力をもつ国内大手企業が施工することで安全・品質を確保します。そして完成した発電所は、ファーストソーラージャパンが24時間週7日の体制で運営管理し、併せて、専任の電気主任技術者を配置し、事故時等は2時間以内に対応できる体制を構築します。</p> <p>また、保険を付保することで、自然災害による損傷、第三者への賠償等、事故・トラブル等の事態に備えます。</p> <p>近隣地区とは、多くの会合や説明会をおこないできうる限り懸念を調整し、協定を交わしてきました。今後、南山城村とも協定を交わすことを考えており、広く村民にご安心いただけるようにしたいと考えています。</p> <p>災害、事故等が生じたときは、事態の收拾を図り、必要な措置を講じます。</p>



意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・南山城村にメガソーラー必要なし。絶対反対。昔から自然環境の良い所、山や森を壊して人間欲にかられたらロクな事はない。天災おきて土砂崩れやJR駅の下2つのトンネルを塞いだらどうなりますか。</p> <p>・野山に出かけなくても、家のリビング前 鳥の鳴き声、姿をみて心癒されるウォッチングができる。</p> <p>小学校、道の駅4月15日オープンと、163号線、月ヶ瀬駅、中学校と、もし人体になにかあれば、どうなりますか。自然破壊したら元には戻りません。絶対反対。この山城村には何も得るものはなし。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>本造成計画は、砂防法及び林地開発許可等の技術基準に基づくと共に、更に宅地造成マニュアルを準用し設計しており、各法・許認可が求める技術基準に基づいて設計しています。</p> <p>特に西工区の谷盛土部分は、技術水準以上の地下防災設備を設置することで、更なる防災上の安定性を追及しています。具体的には、布団籠堰堤の設置数や暗渠管の排水能力、仮設沈砂池の容量において技術水準以上のものを設置しています。擁壁等は、構造計算や地盤調査に基づき必要に応じて地盤改良工法等を用い、構造物の安定化を図ります。</p> <p>防災に関する技術的な安全性については、砂防法は山城南土木事務所、森林法は山城広域振興局森づくり推進室、河川法（河川協議）は南山城村と協議を行い、それぞれの審査基準に基づき審査していただく予定です。また、技術力・実績のある大手建設会社が万全の体制で工事にあたります。</p> <p>人体への影響とは、電磁波のことを懸念されていると推察します。</p> <p>パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設（665kW×2台）における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は60.59μT（0.2m距離）であり、そこから約35m離れた発電所敷地境界では0.732μT（最大実測値）と大きく減衰していました。この数値は、現在の南山城小学校の周辺における0.810μT（最大実測値）と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。</p> <p>さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十m～数百m程度の離隔を設ける計画としています。</p> <p>したがって、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。</p> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<p>・最近、ソーラー建設がととも増えていると思います。急に空き地が光る人工的なパネルに覆われ、自然がどんどん少なくなっていくと感じます。エネルギーをつくりだす手段の代替として自然が少なくなり、それによって暮らしやすくなっているかというところでもありません。業界はもっと電気を使えといっています。やはり営利が目的である建設が、自然を壊していくことに反対します。特に今回はメガソーラーということで、その影響は測り知れません。夏場に涼気を作り出す森林のかわりにソーラーの熱は温暖化をこれ以上助長しないとも限りません。人間を守り育てる山林の破壊はやめるべきです。山林以外の場所で建設してほしいです。特に京都府は森づくりという宣言をしています。森の恩恵を一時の流れで損なわないようにお願いします。</p>	<p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>本太陽光発電所は、化石燃料に頼ることなく、運転中は二酸化炭素を排出せず、無駄な廃棄物の生成もなく、20年以上にわたりクリーンなエネルギーを提供します。そのエネルギーは一般家庭約10,000世帯に相当し、二酸化炭素の排出量削減量は、一般家庭約8,000世帯に相当します。</p> <p>このプロジェクトから生まれる税収は、長期間の安定的な地方財源となり行政サービスを介し地域へ還元されます。（現在、南山城村村民税約1.2億円に対し、本発電所は1億円程度（初年度）の納税となる見込みであり、納税に対し、地方交付税交付金が調整され実質約25%が増収となる見込みです。）太陽光発電所として、放置され荒廃しつつある山林や河川を整備することは、周辺生活者の災害等の危険や日常的な弊害・負担を軽減します。そして、太陽光発電所の建設中、又、完成した発電所の運営維持管理では、地域の雇用機会を創出し、祭事等地域活動への協力等により地域の活性化へ貢献します。</p>

意見書の写しに記載された意見の概要	左記意見に対する見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜここに建てるのか。</li> <li>・京都唯一の村の自然を壊すのか</li> <li>・説明が何度質問しても回答が同じである</li> <li>・保育園が近いので子供、体の影響がでるのではないか</li> </ul>	<p>ファーストソーラーのプロジェクトは、候補となるサイトに関し、利用可能な太陽光源、電力会社の受入・接続可否、現行の土地利用形態・開発計画、用地の確保実現等、総合的に判断し、計画地を選択します。</p> <p>本計画地は、まず、広大な用地を一人の地権者が所有しており、日射が良く、電力に接続可能であるという、全国的にも非常に貴重な太陽光発電所の適地です。</p> <p>本事業規模が京都府下、近畿圏最大規模の太陽光発電所となることから、その貴重性が裏付けられています。</p> <p>私どもは、太陽光発電によりクリーンで安全な再生可能エネルギーをつくりだし、日本における太陽光発電の普及・拡大を推進し、エネルギー、環境、地域への貢献を目指しています。</p> <p>本太陽光発電所は、山林の開発を伴いますが、日本のエネルギー政策を推進し、環境、地域へ貢献すると信じています。</p> <p>人体への影響とは、電磁波のことを懸念されていると推察します。</p> <p>パワーコンディショナーから発生する交流磁界は、出力に依存し、電流が大きくなれば交流磁界の大きさも大きくなります。そこで、本事業で設置予定のパワーコンディショナーと同等クラスのパワーコンディショナーを設置している類似施設（665kW×2台）における交流磁界の実測を行いました。その結果、最大実測値は60.59μT（0.2m距離）であり、そこから約35m離れた発電所敷地境界では0.732μT（最大実測値）と大きく減衰していました。この数値は、現在の南山城小学校の周辺における0.810μT（最大実測値）と同等レベルであることから、パワーコンディショナーから発生する磁界は、距離が離れると大きく減衰し、30m程度離れた場所ではその影響がほとんどなくなるものと推測されます。</p> <p>さらに、本事業では、事業計画地周辺の既存の山地に加え、事業計画地の外周部に残置森林や造成森林、管理用道路等を配置する計画としており、太陽光発電システムと事業計画地周辺の住居等とは数十m～数百m程度の離隔を設ける計画としています。</p> <p>したがって、事業計画地周辺に電磁界による影響を及ぼすおそれはないものと考えています。</p> <p>なお、詳細につきましては、自主環境影響評価の最終報告書に記載しております。</p>